

## 令和6年第1回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年3月7日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 7号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 8号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 9号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第13号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第14号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第15号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第16号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第17号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第18号 令和6年度御宿町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第19号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第20号 令和6年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第21号 令和6年度御宿町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第22号 令和6年度御宿町一般会計予算（説明まで）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	渡邊和弥君
産業観光課長	埋田禎久君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

---

事務局職員出席者

事務局長	市原茂君	主事	市川可奈君
------	------	----	-------

---

◎開議の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時30分）

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第7号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第7号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法律の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項第1号オ中「第10条第1項」を「第10条第1項又は第10条の2」に改めるものです。

改正内容は、本条例で引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条1項に、接近禁止命令と退去命令が規定されておりましたが、接近禁止命令の要件等の改正に伴い、第10条第1項と第10条の2に分けて規定されることとなりました。

附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井であります。

ただいま説明にありました接近禁止命令というのはどういう概念なのか、その内容について伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 接近禁止命令でございますが、いわゆるつきまといですね。住居、職場付近の徘徊の禁止でございます。もう一つ、退去命令のほうでございますが、こちらは住居からの退去と、住居付近の徘徊の禁止が規定されております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第2、議案第8号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第8号 御宿町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令の改正及び第9期介護保険事業計画の策定に伴い、第1号被保険者が負担する介護保険料の額を改正するものでございます。

介護保険法施行令の改正は、介護保険制度の持続性を確保する観点から、第1号被保険者間での所得再配分を強化することで、低所得者の保険料の上昇の抑制を図るものです。保険料の標準段階を多段階化することにより、所得の少ない方に係る公費減額賦課に係る基準を引き下げることとなります。

介護保険事業計画については、急速に進む高齢化や、介護保険需要に係る保険給付費及び介護予防に係る事務費等を計画的かつ円滑に実施するため、3年ごとに見直しを行うことが介護保険法により定められており、第9期計画が令和6年度から開始となります。

介護保険料の算定につきましては、計画期間である3年を1期とし、近年の実績や今後の傾向などを勘案し、サービスの需要量を見込みました。保険料の基準年額は、第5段階で、現行の6万4,800円から3,600円マイナスの6万1,200円といたします。一月あたりにしますと、従前の5,400円から300円マイナスの5,100円とさせていただきます。

所得段階は現行の9段階から13段階へ移行となります。

新旧対照表をご覧ください。

改定後の第2条第1項の保険料率の事業年度でございますが、介護保険法で定める3か年で、令和6年度から令和8年度となります。

同項第1号から第13号までは、今般の介護保険法施行令等の改正による標準料率に、第9期計画により算定しました保険料年額6万1,200円を乗じた額となっております。

2項から第4項は、国の低所得対策により、第1段階から第3段階までの被保険者の保険料に対する公費による軽減措置についてです。

第2項は、保険料段階、第1段階における生活保護受給者及び非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方の保険料減額措置でございます。第1段階の標準料率0.5から0.455、公費負担割合は0.285で、年額1万7,442円となります。

第3項は、保険料段階、第2段階における非課税及び本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方に対する保険料軽減措置でございます。第2段階の標準料

率0.75から0.685、公費軽減割合は0.485で、年間2万9,682円となります。

第4項は、保険料段階、第3段階における非課税及び本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方に対する保険料軽減措置でございます。第3段階の標準料率0.75から0.69、公費軽減割合は0.685で、年額4万1,922円となります。

第4条第3項は、資格異動の際の計算方法となりますが、所得段階の多段階化に伴い対象年齢を拡張するものです。

附則第1条では、施行期日を令和6年4月1日と定め、第2条では、経過措置といたしまして、保険料への適用を令和6年度分からとする旨を明記しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

新旧対照表、改正前と改正後ということで見てみますと、9段階から13段階ということで階層が増えたということと、この9段階から13段階については、額とすると9段階、改正前だと11万160円から上がっているというふうに思うわけですが、まず9段階までに関しては、第8期と比べて減額なのかどうかということですね。その要因と、それから新たに設けられた10段階以降というのは、今までは9段階に全部包括されていたわけですね。それが所得に応じて細分化されて、新たな項目ができたという提案だというふうに思うわけですが、第8期と比べて保険料が上がる方、階層ごとにどのくらいいらっしゃるのかなどについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 今回の多段階化におきましては、今まで9段階であったところが10段階、11、12、13段階ということで、そこが増えておりまして、こちらのほうが保険料率が高くなっておりまして、それに伴う影響額は全体で194万5,000円程度と見込んでおります。

細分化したところでございますが、10段階が25人、11段階が18人、12段階が11人、13段階が45人ということで、率にいたしますと0.7、0.5、0.3、1.2ということでございます。こちらで増えた分を低所得者のほう、今までよりも減額の幅を広くしてございます。

今回の国の介護報酬の改定では1.59%のアップ、介護報酬がされているところですが、うちのほうの介護予防教室が大変効果を発揮しておりまして、職員の努力もあるんですが、ロコミ

でどんどん広がっていているということがございます。それにより、第9期の保険給付費のほう下がるような見込みとなりましたので、県内でもあまりそうそう例がないと思うんですが、ないでもないんですけれども、介護保険料の引下げが実現したところでございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

今般の提案の中では、特に低所得者に対して国が減額措置を行っている。この13段階というのは、これは今般の新年度からの介護保険事業における料率の体系だと思っんですね。確かに低所得者に対する対応も大事だというふうに思うわけでありましてけれども、初めての制度になるというふうに思いますので、私はこの10段階以降についても、少なくともそういう対策ですか、急に上がるわけでありましてから、そういう対策が必要だったというふうに思うわけでありましてけれども、それについてはどう考えるか。また、町としてそういう部分について考えることがなかったのかということについて、まず1点お伺いをしたいと思います。

2点目でありまして、全県的にも介護保険料、総量が上がっていく中で、御宿町は住民の皆さん、職員の皆さんの努力によって総量を下げることができたということだというふうに思っんですね。この介護事業でありますけれども、後期高齢者の中でいわゆる健康づくり事業、保健福祉事業については、一体的な運営ということが示されているというふうに思っんですね。

介護保険事業の中でも様々なことができますと思っんですけれども、後期高齢者事業、財政面ですよね。一体的運用ということが求められているのはご承知だろうと思っんですので、引き続き、後期高齢者の事業ということも積極的に手挙げをしていただいで、これたしか100%で事業が実施できるというふうに理解をしておりますので、さらに活用していただくということも肝要かというふうに思っわけですけれども、2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） この多段階化につきましては、国の介護保険法の制度でございますので、町のほうでの裁量の余地はないと考えておりますが、こちらは第5段階の6万1,200円というのが基本になっておりまして、これに乗率を掛けます。第10で1.9、11で2.1、13で2.4ということなので、こちらの第5段階の金額を下げることで全体的に下げるようなことと考えております。

今後も引き続きこちらのほうの第5段階が基準となりますので、こちらがなるべく上がらないような措置を考えていきたいと考えております。

また、健康づくりにつきましては、保健と介護の一体的実施につきましては、先ほど触れさ

せていただきました介護予防教室のすこやかですとか、そういうものが補助の対象になっておりまして、おっしゃるとおり、後期高齢者連合のほうから100%費用は頂いております。ただ、事業が介護と保健ということですので、それはその対象者などで案分して補助金を頂いております。ただ、後期高齢のほうに該当する分については100%の補助を頂いております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第9号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第9号 御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

新旧対照表をご覧ください。

第3条は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの略称を追加しておりま



す。

第4条第2項は、事業所ごとの員数の基準の改正になります。現行では、利用者の数が35ごとに1以上の員数としておりましたが、利用者の数は44ごととなります。また、指定介護予防支援事業者等における指定介護予防支援を行う場合には、利用者の数に3分の1を乗じて得た額となります。

第3項は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用管理している電子計算機等と接続され、かつ事務職員を配置している場合の員数を49とするものです。

第5条第3項第2号は、管理者の設置についての制限緩和となります。現行では、同一敷地内の事業所に限り認められておりましたが、同一敷地内でない場合においても許容されるものです。

第6条は、内容及び手続の説明です。

第2項は、介護支援提供開始の際に、利用者またはその家族に対し説明義務が生じました。

第3項は、現行の第2項を第3項へ移行しております。

また、第4項以降につきましては、第3項が加わったことにより各項を繰り下げており、第5項第2号は、デジタル社会における電磁記録媒体等の多様化に対応するためのものです。

第15条は、指定居宅介護支援の具体的取扱方針についてです。

第1項第2号の次に、身体的拘束の制限について2号を加えております。第14号は、利用者の情報提供について、「歯科医師」を削り「医師等」に含む形となりました。第15号は、介護支援専門員が実施状況を把握する際の方針を定めたものです。第29号は、包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者と、条文を明確化したものです。

第24条第1項は、介護支援専門員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資するものと認められる重要事項の略称を追加しております。

第3項は、重要事項をウェブサイトへ掲載することを義務づけるものです。

第31条第2項第3号は、身体的拘束を行う場合の対応等の記録を義務づけるものです。

第34条は、第6条第5項第2号により、電磁的記録等についての説明を削るものです。

附則でございます。施行期日を令和6年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

対照表の中の1の7、1ページであります。従業者の員数という中で、改正前が35、改正後が44でしょうか。これはどういったような影響と申しましょか、これが増えるということがどういう意味になるのか。

それから、この電磁記録等ということがよく分からないんですけども、例えばこうしたときの利用のマイナカードですか、そうしたものはこういうところに該当してくるんでしょうか。入居者で、例えば利用の中で独居の方ですよね。そういう方は直接的にご本人がそういうものを利用されるということもあろうかと思うんですけども、この中でその辺がよく分からないわけですけども、そういう利用に当たってそういうカード類ですよね。情報等ですか、そういうものはどう扱われるのかについて、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 員数の改正ですが、こちらは規制緩和でございまして、1人のケアマネが管理できる、支援ができる員数が増えるということです。今まで35以上を受け持ちますと減算されて収入が減ってしまうところが、これが35から44人まで見られるようになりました。

また、要支援の方だけですと3分の1になりますので、要介護ですと1人と数えるんですけども、要支援の人ですと3人で1人というカウントができるようになりまして、申し上げましたとおり、1人のケアマネが受け持てる数が増えたということでございます。

あと、電磁記録のお話ですが、これは介護保険のほうはまだマイナンバーカードの話が出ておりません。今お話ししていたのは職場内で事業所内での記録媒体の定義でございまして、これがご承知のとおり、デジタルデバイスみたいなものはどんどん進化していってしまうので、こちらに書いてあるような電磁ディスク、CD-ROMとか、こういうふうに明文化していきまうとどんどん陳腐化していってしまうということで、もっと多様なものに対応できるようにということで、条文の改正をしておるものでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

電磁記録に関しては了解いたしました。

前段の部分でありますけれども、35人から44人という形で、44人まで対応できるというお話なんですけれども、ちょっと私、実態がよく分からないんですけども、いわゆる、今、そう

いう支援者と申しませうか、介護をする方々ですよね。そういう方々のやっぱり給与面ですよね。それから待遇面、それから時間面で、増えることによってそれが可能なのかどうか。それから、収入面において、給与面においてどうなるのかということが、これが増えたことによって実際それができるのかできないのか。また、一人一人の介護を受ける方々が十分な介護が受けられるのかどうかということが、これによってどう変わるのかについても承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 今までの上限35というのは、これ以上1人の方が見るのは劣悪なことになるのではないかというような配慮から35というようなことになっていたんですが、実際ケアマネジャーも不足しておるということで、その辺の要件緩和、ただ野放図に広げるのではなく、一旦44までということまで広げたものと理解をしております。

また、介護関係職員の処遇改善ですね。これにつきましては、今回の介護報酬の改定1.59%のアップとなっております。このうち0.98が介護職員の処遇改善にあたりまして、また残りの0.61ですか、これは介護職員以外の職員の処遇改善にあたるように介護報酬がアップしておりますので、それなりに処遇はよくなってくるものと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4、議案第10号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第10号 御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回改正いたします御宿町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例は、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

新旧対照表をご覧ください。

第4条につきましては、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者とその他の指定介護予防支援事業者を分けて、職員数を定めたものです。

第5条は、前条と同様、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者とその他の指定介護予防支援事業者を分け、管理者を設置する条文となっております。

第6条第2項につきましては、介護支援提供開始の際に、利用者またはその家族に対し説明義務が生じました。

3項は、利用者が病院または診療所に入院する必要がある場合に、当該利用に係る介護支援専門員の氏名を伝えるよう求めるところ、担当者の氏名に改正となります。

第4項第2号は、デジタル社会における電子記録媒体の多様化に対応するためのものです。

第12条第2項及び第3項は、管理者が利用者から受ける費用についてです。

第2項は、利用者の選定により、実施地域以外の地域の居宅訪問をした場合、それに要した交通費を受け取ることができる規定となっており、第3項については、第2項に係る費用の額について、利用者またはその家族に対し同意を受けなければならない旨、規定をしております。

第13条については、第12条に2項を加えたことで、前条第1項を指定するため改正となります。

第14条第1項は、指定介護予防支援事業者を地域包括支援センターの設置者である指定介護

予防支援事業者とし、第4号は、第32条の改正によるものです。

第23条第1項は、担当職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資するものと認められる重要事項の略称を追加しており、第3項は、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づけたものです。

第30条は、記録の整備になります。完結の日から5年間保存が義務づけられている指定介護予防支援に関し、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為の対応及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録が追加されました。

第32条は、指定介護予防支援の取扱方針です。第2号の2、第2号の3は、身体的拘束の方針、第17号は、利用者のモニタリングに関する取扱方針となります。第31号は、指定介護予防支援事業者は、市町村長からの情報提供を求められた場合に依る義務が生じたものです。

第36条につきましては、第6条第4項第2号により、電子的記録についての説明を削るものです。

附則でございます。施行期日を令和6年4月1日と定めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

新旧対照表の3ページであります。第12条、利用料等の受領ということで、これ交通費の支払いを利用者から受けることができるという新しい規定ですか。これはどういう、現状はどうなっていて、これがどうなるのか。その説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 指定介護予防支援事業者、こちらでは御宿は保健福祉課の地域包括支援センターでございます。こちらのほうで伺う際には、今までは出張旅費でうちのほうは動かしておりました。これを説明した上で、個々人から頂くことができるというような規定が追加されたものです。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

これはできる規定でありますので、これは任意ですよね。町としてはどういう方針を取るんですか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 今のところ、利用者から頂く予定はございません。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

新旧対照表の5ページ、第31条ということで、身体等の拘束等についての規定と記録について記載されているわけでありますが、これらの情報の開示と保存、いわゆるセンシティブな情報だというふうに思いますけれども、これはどのように管理されるのかということと、それらについての開示規定等はどのようになっているかについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） これは介護の記録で、おっしゃるとおりセンシティブ情報でございますので、こちらの開示については、利用者の親族等の方からの請求に基づいて開示するものと理解しております。

（石井議員「保存は。保存と申しましょうか……」と呼ぶ）

○保健福祉課長（田邊義博君） 保存……。

（石井議員「保存というか、だから……。議長」と呼ぶ）

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番。

いわゆるセンシティブ情報の保存というか管理ですよね。事業者としてそれを扱うわけじゃないですか。こう規定されたわけじゃないですか。それが開示のほうは分かりました。親族等、一定の要件があるものについて開示ができると。じゃ、この事業所について、これらのいわゆるセンシティブ情報の管理については、どのように規定されているのかというお尋ねです。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 指定の職員以外、また他者が容易に見られないように管理するように定められておるものと考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

改めまして、地域包括支援センターというものが、御宿町においては具体的にどこになるのかということと、その設置者というのも、誰というか、どういうことになっているのかの説明

をお願いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 御宿町の地域包括支援センターでございますが、2階の保健福祉課内の介護保険係の一角がセンターとなっております。設置者は御宿町長でございます。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） そうしますと第4条の、第4条だけではないんですけれども、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者はという、これは御宿町を指すということによろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） これに関してはそのとおりでございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第5、議案第11号 御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業観光課長より議案の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 議案第11号 御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制

定についてご説明します。

本案は、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、御宿町漁港管理条例の一部を改正するものです。改正の内容は、引用する法律名の変更、及び新たに創設される漁港施設等活用事業制度において、事業を実施する認定計画実施者から占用料を徴収する規定を追加するものです。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表によって説明いたします。

議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

第1条は条例の目的について定めたものですが、「漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）」を、「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）」に改めるものです。

第14条の2は水域等の占用料等の徴収について定めたものですが、第1項中「占用又は採取の許可を受けた者」を、「法第39条第1項の規定による占用若しくは採取の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めたものに限る。）」に改めるものです。

別表2は、水域等の占用料等の額について定めたものですが、表中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改めるものです。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

この新旧対照表の1ページの14条の2、認定計画事業者という文言があるわけでありましてけれども、これはどういう概念なんでしょうか。今般のこの条例改正によって何がどのように変わるんでしょうか。御宿町としては、この条例改正によってどうなるのかというのがよく分からないんですね。それらについて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埴田禎久君） それでは、まず認定計画実施者についてご説明いたします。

漁港漁場整備法の一部改正により、漁港管理者は、漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設や漁港の区域内の水域等を有効活用することにより、水産物の消費増進や交流促進に



寄与する漁港施設等活用事業の推進に関する計画を策定できることとなります。

漁港管理者というのは町ですが、この計画が定められた漁港において、漁港管理者の認定を受けて漁港施設等活用事業を実施する者のことを認定計画実施者と言います。

もう少し具体的に申し上げますと、漁港に係る水産業の発展及び水産業の安定供給に寄与する事業としまして、1つ目が水産物の消費増進に関する事業。これについては、水産物の販売施設を造るですとか、水産食堂を造るなどのことでございます。もう一つは、交流促進に関する事業としましては、漁港内に釣り桟橋等を設置して遊漁体験をしていただくですとか、あと、漁港内で漁業体験活動をしていただくとか、そういった事業でございます。

この事業は、町がまず推進計画を策定することにより事業がスタートするわけでございますが、その事業がスタートした場合、どなたかやる事業者はいませんかと募って、手を挙げるのが認定事業者ですね。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

漁港施設等活用事業制度の創設という中身を、今ご説明いただいたんだと思うわけでありませう。法の体系というのはあるんですけども、法が施行されましたので、じゃ、その中でどうやってこれを生かしていくのか。

そうしますと、この計画は町がつくるということでもありますので、そうしますと御宿町町内の漁港施設、漁業に関して課題整理をする。その中で、今後どういうふうにしていくのかということだろうなと思うんですね。そうしたことを、するのかもしれないということもあるんだと思うんですけども、これ条例を整備して終わりにするのか。非常にたくさんの課題があるというふうに伺っております。

そうしたものは、やっぱりかなり力の要る仕事だろうなというふうに思うんですね。それについてはどうされるのかですね、条件。文書上の、条例上の整備をいたしました。本当に漁獲高も非常に年々減っていて、例えば特産品を作ろうとしてもなかなかそれを形にできない。要するに取れないわけですからね、ということも伺っております。

そうしたことを、これは漁業者じゃなくて町がつくるわけですよ、今回は。ということですよ、今ご説明いただいたのはね。その辺はどうされるんですか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

今後につきましては、この事業をやるのかやらないのか、まず執行部のほうで協議をしてみたいと考えます。また、そうはいいまして、やってくれる方がいない計画をつくっても無駄になってしまいますので、この事業が想定しているのが、主に認定者につきましては漁業協同組合、もちろん民間も可能なんですが、そういった漁業協同組合の意見なども聞きながら検討していきたいと考えます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

民間も可能なんですが、漁業従事者でも構わないわけですよね。プラス民間活力という、これは国の、そのものだと思うんです。今お読みいただいたこれ概要だと思うんですけれども、ということなんですが、やはり様々な形で漁業従事者の生活、暮らしを守ると。漁業の中で、なりわいをつくっていくという基本点はあるわけですから、やっぱりそこを踏まえて、大変困難な状況だというふうにも伺っております。それはやはり暮らしていけると、御宿町の水産業はやっぱり大きな産業の一つだというふうに私も考えておりますので、農業、漁業、そこをどう考えるか、私大変大事だと思うんですね。

だから、具体的にどうなるかは別としても、せつかくこうした制度できたわけですから、それについて基礎調査も行いながら、じゃ、どうしていくのかということは、やっぱり漁業組合の皆さん方も含めて話し合っただけで次に向けていくと。きちんと暮らしていける条件をつくっていくということが私は大事じゃないかというふうに思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 議員さんおっしゃるとおり、民間も参入はできるんですけれども、この法律が考えているのは主に漁業協同組合、漁民の集まりでございますので、そういったところと入念に話をしながら進めていきたいと考えます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第6、議案第12号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、私のほうから、議案第12号 御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の令和6年4月1日施行に伴い、御宿町営住宅設置管理条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表によって説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第5条は、入居者の資格についての規定でございます。配偶者暴力防止法の接近禁止命令等について法令が改正されたことに伴い、第5条第2第8号イ中「法第10条第1項」の次に、「又は第10条の2（同法第28条の2においてこれらの規定を読み替えて準用する場合を含む。）」を追記するものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は令和6年4月1日からとするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

これはちょっとよく分からないんですけども、保護の目的なんでしょうか。被害者を救済するということができるのかできないのかと。そうであるならば、例えば今の町営住宅等にお

いて空室があるのかどうかと。そういう状況があったらば即座に適用できるのかどうか。これはどっちを意味するのかちょっとよく、今の説明だと分からないので、そこも含めて説明いただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それではお答えします。

まず、町営住宅につきましては、ただいま空きはございません。

この法律につきまして、町営住宅の中でのお話と、あるいは暴力を他で行ったものに対しても住宅で受け入れるということも視野に入れている法でございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

DVに遭われた方々を救済するというのは、そうしたら、どうしたらいいわけですか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） この法につきましては、まず御宿町の住宅ではこのような案件はありません。ただ、こういうものが実際、暴力的防止のためにそういうことが行われた場合については、やはり町のほうでも考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

担当が違うのかも分かりませんが、そういった場合の保護というのは具体的にどうなるんですか。どこの部署が責任を負うんですか。それは措置されるんでしょうか。救済されるんでしょうか。その仕組みについて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） DVでございますが、今のところ、県の施設でございますが、そのような方たちを保護するようなシェルターがございまして、そちらのほうをご案内することとなっております。

今般の町営住宅の改正につきましては、事案が発生した場合に、現在担当課長が申しあげましたとおり空きはないということですので、入っている人を出すわけにはいきませんので、またそのシェルターのほうを活用していくこととなると思います。ただ、今のところ私が担当して数年たちますが、DVでシェルターを使うような事案は発生しておりません。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第13号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第13号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

消防団員の処遇改善につきましては、地域における役割の重要性や団員確保の観点から、国レベルでの議論が進められてまいりました。特に災害が複雑化、多発化する中で、出動に応じて支払われる出動手当並びに団員に対し年額で支払われる年額報酬について検討が重ねられ、団員の士気向上や家族等の理解を得るためにも、相応の処遇をすべきとの検討結果がまとめられ、消防庁長官より全国の自治体に適切な対応が図られるよう通知がございました。

このたびご提案させていただいている条例改正案につきましては、こうした国の要請に適切に対応するため、国で示す基準額や勤務の実情等を考慮した上で、所要の改正を行おうとするものです。

改正の内容につきましては、消防団員に関わる年額報酬の一部見直しと出動報酬の見直しで

あり、詳細について新旧対照表によりご説明させていただきますので、お手元の新旧対照表をご覧ください。

まず新旧対照表 1 ページ目でございますが、第13条の関係でございます。年額報酬額を改正するもので、国が示す基準額や近隣消防団との均衡を考慮した上で、各階級について100円から1,600円の範囲で引上げを行っております。

続いて裏面、新旧対照表、2 ページをご覧ください。

第14条では、出動報酬を定めたものです。これまで費用弁償として支出しておりましたが、活動実態を踏まえた上で、地方自治法で定める報酬として位置づけ、額については、公務員法で定める均衡の原則にのっとり、勤務内容や時間を考慮した上でそれぞれ設定いたしました。具体的には、現行、出場、訓練、警戒、技術ともに出場 1 回当たり2,000円としておりましたが、改正案では、火災その他の災害の場合、4 時間以上8,000円、4 時間未満4,000円、警戒及び訓練については4 時間以上4,000円、4 時間未満3,000円としております。

第14条の2は団員が公務のために出張した際の費用弁償を定めたもので、出動報酬規定の創設に伴い、現在の第14条第2項で規定する旅費の取扱いについて新たに条立てをするものです。

最後に附則でございますが、施行期日について令和6年4月1日からと定めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8 番、石井芳清君。

○8 番（石井芳清君） 8 番、石井です。

2 ページの出動報酬について伺いたいと思います。具体的な内容での、まず費用弁償から出動報酬という形に変えたということは適切な対応だというふうに理解をしておりますが、この中の区分で、火災その他の災害、警戒、訓練ということでありますが、全て大変厳しいといひましようか、危険な作業だというふうに理解をしております。とりわけ私は、やはり夜間ですね、特に先般の岩和田の火災も大変厳しい、場所も含めて、そういう火災の出動だったというふうに伺っております。

一般論として、やはり職員も、例えば夜間についての対応は違ったと思うんですね、勤務体制とかね。そういう中では、これからそういう部分についてもやはり参酌をしていく必要があるというふうに考えるわけでありませうけれども、それについてはどのように考えているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま石井議員さんのほうから、職員の対応と、あと消防団の今回の報酬の見直しについて、今後の検討ということですが、まず職員につきましては、火災の出動については、総務課の防災総合対策班の職員が業務として、現場のほうで業務にあたっているところがございます。そうした中では、職員の給与条例に基づきまして時間外手当、休日の場合ですと休日勤務手当等によって対応をしているところがございます。

今、議員おっしゃられたように、夜10時を超えますと、深夜時間の割増しでの時間外の支給がございます。ただ、今回、消防団員のこの出動の手当につきましては時間外勤務命令とは違いますので、一旦報酬に振り替えて、従来までは費用弁償でしたので、何時間かかろうが1回当たり幾らということでしたが、やはり役務の提供、いわゆる勤務の実態に応じてしっかりと支払っていくということで、時間とかに応じた適正な額を支払うよう、国からの要請に基づき、時間の長い場合については、火災の場合8,000円、4時間未満の場合でしたら4,000円ということで、第1段階としてはこういうような設定をさせていただきました。

確かに、議員おっしゃるとおり、夜間の場合、深夜の場合どうするのかという議論もございますが、この辺についてはまだ、国のほうの検討においてもまずは一旦報酬に切り替えて、出動の額をしっかりと、この危険度をしっかりと算定した上での額に見直すようにということで行っておりますので、引き続き、こうした議論についてしっかりと注視しながら、議員から今ご助言いただいたことについては、今後の対応になるのかと考えております。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 出動報酬についてなんですが、支給単位4時間というのは、どこからどこまでをカウントしているのか教えていただけますか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 4時間のカウントの考え方ですが、サイレンが鳴った時刻から、現場において団としては招集をしておりますので、実際よく防災無線等で、ただいまの火災が鎮火しましたというご案内をさせていただいているんですが、実際、鎮火と鎮圧というところで現場のほうでは区別をしております。一旦火の勢いがほぼほぼ収まった段階において、消えた段階においては防災無線で鎮火というところで放送はしておりますが、まだ煙が出ていたり、何かの風等の関係で再度火が起きてしまうおそれがある場合については、現場でそのまま引き

続き放水を継続していたり、また待機をして様子を見守っていたりという、火災のそれぞれの場所や当日の天候等によって、鎮火放送から30分から1時間で解散が出る場合と、例えば、昨年度等の七本の火災等の場合ですと、鎮火放送が起きてから鎮圧まで4時間ほどかかるようなケースもございます。

そうしたことを踏まえまして、この時間の考え方については、サイレンが鳴って火災の出動の合図が鳴ったときから現場での解散のところまでを、4時間までで終わったのか4時間を超えたのかというところで判断をし、運用してまいりたいと考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

御宿町においては、消防団員の確保というのがやっぱり一番最重要課題だと思っております。その中で、今回の報酬の改定というのは非常に有意義なことかと思うのですがけれども、もちろん多分、これ自体が消防団員の不足を補うための決め手になるとはとても思えませんので、今後、消防団員が増えるということはまずあり得ないと思っております。

その中で、分団のさらなる統合みたいなことが今考えられておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、消防団員の確保につきましては、塩入議員さん今ご発言のとおり、消防団としても非常に懸念をしております。課題となっているところでございます。これまでも、消防団の活性化委員会、また定期的に行われております本部会議、分団長会議等でも定期的に議論はしておりますが、結論から申し上げますと、まず具体的に何分団と何分団の統合についてという話が上がっているか上がっていないかで申し上げますと、現段階においてはまだそうした具体的な議論は行われておりません。

しかしながら、御宿町の消防団全体で、ちなみに今年度の今現在の実団員数で申し上げますと145名ということで、条例の定数からは少し遠く乖離をしている状況でございます。たまたま今回は任期替えの年になりまして、来年度から、退団される方、新たに新入団員として迎える方、各分団それぞれいわゆる一生懸命躍起になって新しい分団員確保に動いていただいている、協力をいただいているような状況でございます。

そうした中での報酬の改定、それから今回は費用弁償から報酬に変えたというのも、国のほうで、全国的に消防団員の確保というものが課題になっておりまして、今、塩入議員さんもご



発言ありましたが、具体的に報酬の額そのもので根本的な解決には至らないとは考えておりますが、それを一つのきっかけにすると同時に、費用弁償とかですと、これまで分団のほうに一括でお支払いをしたりとか、そういう形が全国的にも行われていたと。それを報酬制度に切り替えることによって、具体的に申し上げますと、100円でも多く直接団員の方に支払われる仕組みづくりということを積極的に検討してくださいということが、併せて国のほうからも通達でなされております。

そうしたことで、今回の出動報酬の見直しが2,000円から8,000円ということで、大幅に変わっておりますので、今後1円でも多く分団員の手元に直接支払いがされるような仕組みづくりについては、現在、本部会議、分団長会議等でも検討を進めさせていただいているところです。以上になります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 消防団員の確保について、女性ということで、たしか役場消防隊は女性の団員がいらっしやったかと思えます。また、先般の広報では、広域消防において女性消防士の紹介があったやに伺っております。そうした中で、これからの消防団において、女性の活躍と申しましょうか、そういう部分はどのように議論をされているのか伺いたいと思えます。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま石井議員さんからご発言のありました女性消防団員ということで、前回、消防団の活性化計画策定の際にも議会のほうから同様の、これまで消防団員がなかなか確保できない段階においては、年齢や性別を問わず幅広く、女性の活躍までを含めてというようなご提言をいただいたところでございます。そうした議会からのご提言も踏まえて、消防団活性化委員会また消防本部会議におきましても、女性団員の今後に向けた、将来に向けた検討というものはした経過がございます。ただ、実態として、現状、御宿町においてもまだ、女性の方で消防団に入団をしようと希望していただける方がなかなか確保できないこと。それから、消防団詰所のつくり込み等についても、まだまだ未整備なこと等の課題があるというようなところまでの洗い出しは行っております。

しかしながら、継続的に議会のほうからも、女性の消防団員の確保等についてももう少し積極的な取組が行われてはどうかというところは、継続的なご意見を伺っておりますので、実態としてどこまで積極的にできているかというところで申し上げますと、まだまだ課題が残っているとは考えております。

継続的に、女性のみならず、地元に残る若い世代の方に少しでも、一人でも多く協力していただけるよう、地元地域の分団員の方の協力もいただきながら、継続して団員確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。関連の質問です。

今、女性団員、それから年齢を問わずというところがありました。女性、かなりいろいろ課題多いかなと思うんですが、一方で既に退団された方、OBですよね。こちらに関しては、仕組みさえつくってしまえば、すぐにでも稼働が可能かなという部分があるかと思えます。ただ、この話が出てからなかなか進んでいないのかなという実感もあるんですが、その辺の見通しとか、その辺についてお願いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま北村議員さんのほうから、退団された方の位置づけとしては、機能別消防団ということで定義をさせていただいておりますが、そうした活用については全国的にも推奨されており、御宿町においては、前回の条例の改正において定年年齢の撤廃をさせていただくことで、少しでも協力していただける方が、年齢で退団することなく、まだできるよという方については1年でも長くやっていただけるような仕組みづくりを、条例として議会のほうにもご提案申し上げ、ご承認をいただいたところでございます。

具体的に機能別消防団、いわゆる退団された方の協力体制についてというご発言、ご提案でございしますが、こちらについても検討をさせていただいております。ただ、具体的な結論には至っていません、その難しい状況が、どうしてもそれは今後の各分団車両の整備方針等にも一緒に関わってくることなんです、北村議員さんは消防団としてもご協力いただいております、現場の状況をおある程度ご存知かと思いますが、分団車両によって、どうしても水を出す操作 방법이まちまちで違っているという中で、例えば1分団に所属されている方、2分団に所属されている方、また4分団、8分団、7分団、いろいろ各分団ごとに所属されていて、自分のところの分団車両の操作方法についてはよく分かっていますが、違う分団の車両になりますとなかなか操作ができないというような実情もございします。

ただ、これはなかなかそろえることができなくて、分団車両が、それぞれ更新時期が違いますので、その時々車両の造り方によって操作方法がどうしても変わってきてしまうというような状況がございします。

そうした中で、これまで消防団としてご協力、ご活躍いただいていた方でも、ホースを運ん

で消火活動に当たるというところについては、当然のことながら経験がおありですので、お持ちですので、ご協力いただけるんでしょうけれども、車両や器具の操作については、退団された方を同じグループの1つの団として取り扱うことが、なかなか困難ではないかというところで、分団長会議や本部会議でも意見がまとまっているところです。

ただ、車両や器具は使わないにしても、現場においてどの程度ご協力いただけるのかという部分については、今後引き続きの検討になるかと考えております。

以上になります。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

非常に細かいことをお聞きしますが、出動報酬の支給単位なんですけれども、1日としているんですけれども、今いろいろ皆さんからのお話を伺って、深夜にかかる場合もありますよね。この1日の意味が、例えば役場職員であれば深夜手当ですとか、時間外手当で対応しますよ。消防団の場合、例えば夕方発生した火災とかで、翌日にかかってしまうというような場合もあると思うんですね。そういった対応、ちょっと細かいんですけれども、これは1日なのか、1災害として1日と捉えるのか、その点について、特に火災その他の災害が該当するとは思いますが、その点についてどのように考えるか。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 田中議員さんご指摘のとおり、前回まで費用弁償のときには1回ということで、今回は、ここの支給単位について1日というところで、非常に分かりづらいなというところがございます。

そうした中で、結論から申し上げますと、基本的には、例えば夜の10時に発生をして深夜の1時に終わった場合に、日をまたぐことにはなるんですけれども、連続して勤務をしている場合については基本的には1日の単位で、いわゆる、表現としては1回のほうが近いんだと思いますけれども、1日ということで考えております。

ただ、大規模災害等に対して複数日にまたがる場合について、一旦休憩を挟んで交代をするような場合もあるかと思えます。そういう部分については、1災害であったとしても、1回出動いただいて交代して、また同じ災害のときに出ていただく、そういう部分については、それを1日ごとの支給で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第8、議案第14号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(永石知功君) それでは、議案第14号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

本案は、生活衛生等の行政機能強化を目的として、国における水道事業の所管が厚生労働省から、水道整備や管理に関わることは国土交通省へ、水質や衛生に関わることは環境省へ移管されるものとして、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布されました。

その改正を受けて、御宿町給水条例の所管を示す箇所を改正するものでございます。

新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、1ページ目をご覧ください。

御宿町給水条例第4条、「厚生労働省令」とあるものを「国土交通省令」に改めるものです。

次に、第13条の4第6号につきましては、水道事業の運営において設置が必要な水道技術管理者の資格要件について定めるものであり、厚生労働省令の水道法施行規則で要件を定めていたところですが、水道法施行規則の改正に合わせ明確に要件を定めるものでございます。

また、35条及び38条は、第4条と同じく「厚生労働省令」とあるものを「国土交通省令」に定めるものです。

なお、附則の施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

国の制度改正に伴う条例の改正だというふうに理解をしておりますが、今般の改正に伴いまして、いわゆる水道法第1条の規定がどのように担保されるのかについて伺いたいと思います。

国は、2014年7月1日に水循環基本法というのを設定されたというふうに伺っております。全会一致でこれは制定されたというふうに伺っておりますが、この中で、水は命の源というふうに規定されたというふうに理解をしております。こうした中において、この条例の改正に伴って、先ほど水道法第1条をどのように担保されるのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） これにつきましては、厚生労働省から国土交通省、環境省へ移管されるというものでございますけれども、ここに示されているとおり生活衛生の関係により細かく水道事業を行うために、水道整備管理に関することは国土交通省へ、水や衛生に関することは環境省へということで伺っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 水道法第1条というのは、どのように規定されているのか。

先ほど私、1回目の質問の中で、水循環基本法のお話をさせていただきました。これ法なのです。それがどのように担保されるのか。所管替えという話では、このとおりの話で、それはそれで同じ説明なんです。1回目の説明と。

あと、これ事業者は御宿町の水道班だと思いますので、これをどのように運用していくのか。またその観点ですね。水道事業者としての観点がどうなのかということが私の質問の趣旨でございます。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 御宿町の水道事業につきましては、やはり町民に安全で安心な水を供給するために現在も行っております。その観点からいいますと、国が示された今回の改正に伴い、さらに安心・安全の水を供給できるよう、町として考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

厚生労働省というのはやっぱり公衆衛生ですよ、病気も含めて。特にコロナの問題、それから災害時の水の大切さというのは、今般でも大変身にしみているというふうに思います。環境とちょっと違うんですね。

しかし、何回も言いますが、この水循環基本法という法律がありますから、この法律に基づいて本町の水道事業というのは運営されなきゃならない。それは水道事業者、ダム、それから広域水道ありますけれども、いわゆる川の水、山からの水、また地下から出てくる水、そうしたものをきちんと精製して、水道法1条に基づいて提供するわけですよ。やっぱりそういう観点が引き続き私は必要じゃないかというふうに思っておるんです。

所管替えであろうと、やはりその基本点、水道法の1条の観点、そして水循環基本法の観点という中で、これは水道事業体だけではありません。それを囲むSDGsで入っていますよね。森林の役割、河川の役割、それから私たち住民の役割。それをどうやって行政として適切に管理していくのか、運用していくのかということだろうと思うんですね。だから、水というものは、私は非常に大切なものだろうというふうに理解をしております。

ですから、国の制度改正はあったにせよ、私はそうしたものの観点というのは引き続き必要だと。それは、繰り返しますが、水道事業体だけではなくてそれを囲む全て、私たちの暮らし、それから経済含めてというふうに理解していると思うんですけれども、そういう観点であるのかなのかと。それは必要ないなというふうに担当がおっしゃるんだったら、それはそれで結構……、結構というわけじゃないんですけれども、意見の相違だろうとは思いますが、その辺はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） もちろん、安全・安心の水に対しましては、町水道事業体だけではできないと考えております。先ほど石井議員が言われたとおり、山の管理から川の管理、あるいは様々な汚水処理とか、そういうようなものを含めて、やはり安心・安全な水の供給が

できると考えております。

今後、石井議員が指摘されたとおり、いろいろなものが含まれていきますので、それを考えながら協議して、運営のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午前10時58分）

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、議案第15号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第15号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第4号）についてご説明いたします。

今回ご提案いたします補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億880万9,000円とするものでございます。

補正の内容は、総務費及び国保事業費納付金の財源更正並びに令和4年度の特典健康診査実績報告に基づき、国や県に対し交付金の返還をするものです。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿って説明させていただきます。

6、7ページをご覧ください。歳入予算でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金は1万5,000円の増額です。マイナンバーカードでの保険証利用に対する制度周知リーフレット作成に要した印刷費が対象経費となりました。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は114万1,000円の増額です。被保険者の保険税軽減額を繰り入れる1節及び2節の保険基盤安定繰入金、並びに3節の未就学児均等割保険税繰入金は、繰入金の決定に伴い102万9,000円と10万7,000円と2万円をそれぞれ増額し、4節の職員給与費等繰入金は1万5,000円を減額するものです。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の2,000万円の減額は、前年度繰越金からの状況から、基金を繰り入れることなく財政運営を行うことが見込めることから減額とするものです。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、1,888万4,000円を増額し支出の均衡を図りました。

8、9ページをご覧ください。歳出予算でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、リーフレット作成に要した印刷費が、歳入の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金で措置されたことに伴う財源更正です。

3款国民健康保険事業納付金の1項医療給付費分から3項介護給付費分までは、歳入の保険基盤安定繰入金の増額や財政調整基金繰入金の減額に伴う財源更正です。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金償還金の4万円の増額は、令和4年度の実績に基づき国等に対し交付金等の返還をするものです。

以上、歳入歳出予算、それぞれ4万円を追加しています。

なお、本補正予算につきましては、去る2月14日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第10、議案第16号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 議案第16号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)(第1号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ148万1,000円を減額し、補正後の予算総額を1億8,699万円と定めるものでございます。

補正の主な内容といたしましては、保険料と保険基盤安定拠出金の決定によるものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページをお開きください。歳入予算です。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料の90万2,000円の減額は、保険料の収入見込額が当初見込みを下回ったことによるものです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2項保険基盤安定繰入金の128万9,000円の減額は、保険基盤安定拠出金の確定によるものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金の71万円の増額は、前年度からの繰越金を追加いたしました。

続いて歳出予算でございます。8ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金の148万2,000円の減額は、保険料の収入見込額や保険基盤安定拠出金の確定によるものでございます。

3款諸支出金、2項諸支出金、1目一般会計繰出金の1,000円の増額は、前年度の督促手数料の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

6ページ、歳入であります。後期高齢者医療保険料ということで減額補正になったわけがありますけれども、その理由について、もう少し詳細な内容について承りたいと思います。

また、保険料の収納率ですか、出納閉鎖までまだ期間はあるというふうに思いますけれども、近年、また今年の状況について、どうなっているのかについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 保険料の減額でございますが、被保険者の死亡によるものが主でございます。また、現在の収納率でございますが、今のところまだ正確なところは出しておりませんが、滞納状況を見ますと例年どおりということで90%以上、9割以上の収納率が見込まれると思います。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

たしか100%近い率をずっとこの間、収納率として出てきたというふうに思うんですけども、そういう内容でよろしいのでしょうか。90%と全然違いますので、それはやっぱり住民との対話を含めた、丁寧な対応があったというふうに理解をしておりますけれども、そうした面でどのような苦労があったのか、あるのかですね。

ほかの自治体などでは、やはり90%前後というのがかなり多いんですね。大分苦勞されているやに伺っておりますが、そうした中で御宿町は、県内の一覽を見ますと非常に高い収納率の数字が出ておったと私は理解をしております。どうした事務が行われているのかについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議員さんおっしゃるとおり、御宿町の後期高齢の収納率はおかげさまで大変高いものを誇っているところでございます。これにつきましては、ほとんどの方が年金天引きというところもあります、とはいいいながらも普通徴収の方もおります。その方につきましては、なるべく何期分もたまる前に職員が接触するようにしております、言い換えれば払いやすい金額のうちに払っていただくようなことをしております。

また、年金でございますので、滞納者が、出納整理期間の最後が5月ということで年金支給月ではないので、どうしてもお支払いができない方というのがお一人、二人出てきてしまいます。その方は、そんなに多大な保険料ではないので、徴収率にはそういう大きな影響はないんですが、翌月6月にまた年金の支給がございますので、その支給があったところで完納されるというようなのが、この数年間の通例でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第11、議案第17号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） それでは、議案第17号 令和5年度御宿町一般会計補正予算（案）（第8号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ1億1,295万2,000円を追加し、補正後の予算総額を42億5,409万4,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費の追加を定めるものです。

第3条は、地方債の変更を定めるものでございます。

それでは、予算書の内容につきまして、事項別明細書に沿ってご説明いたします。

8ページをご覧ください。歳入予算でございます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の1,227万7,000円は、普通交付税の再算定に伴うもので、減債基金積立てにあたり追加するものです。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金の29万8,000円の減額は放課後児童クラブ負担金で、利用児童数が減少したことから、所要額を減額するものです。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目民生費使用料の119万9,000円の増額は、こども園の途中入所者数が見込みを上回ったことから、所要額を追加するものです。

5目教育使用料の35万円の減額は、野球場使用料の使用状況から決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

2項手数料、2目衛生費手数料の240万円の減額は、清掃センターへのごみ持込手数料で、当初見込んでいた手数料改定分と決算見込額を踏まえ、所要額を減額するものです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節保険基盤安定負担金の6万4,000円は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴う増額です。

3節心身障害者福祉費負担金の197万7,000円の減額は、障害者自立支援事業に係る負担金で、決算見込みを踏まえ所要額を減額するものです。

5節被用者児童手当負担金及び6節非被用者児童手当負担金は、いずれも児童手当支給事業に係る国庫負担金で、各事業の決算見込みを踏まえ、所要額をそれぞれ減額するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節住民基本台帳費補助金の119万9,000円の増額

は、戸籍法改正に伴うシステム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金で、交付決定に伴い所要額を増額するものです。

2節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の707万8,000円の増額は、コロナ禍における物価高騰対策として実施した給付金事業などに対し、交付金を追加するものです。

3節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の8,492万5,000円の増額は、物価高騰により町民及び事業者の支援のために実施する各事業に対し、交付金を充当するものです。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の14万5,000円の増額は、歯科疾病等予防事業の実施に係る医療施設運営費等補助金で、交付決定に伴い追加するものです。

2節清掃費補助金の78万5,000円の減額は、小型合併浄化槽設置事業に係る補助金で、決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

10ページをご覧ください。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節保険基盤安定負担金の80万3,000円は、国民健康保険特別会計繰出金の確定に伴う増額です。

3節心身障害者福祉費負担金の98万9,000円の減額は、障害者自立支援事業の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

5節被用者児童手当負担金及び6節非被用者児童手当負担金は、いずれも児童手当支給事業に係る県負担金で、各事業の決算見込みを踏まえ、所要額をそれぞれ減額するものです。

8節保険基盤安定県負担金の96万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の20万1,000円の増額は、ひとり親家庭医療助成事業及び介護職員初任者研修受講助成事業の決算見込みを踏まえ、所要額を追加するものです。

3節心身障害者福祉費補助金の35万1,000円の増額は、グループホーム運営費補助金の申請実績を踏まえ、所要額を追加するものです。

3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金の95万2,000円の減額は、地球温暖化防止対策事業に係る住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

4節清掃費補助金の83万8,000円の減額は、小型合併浄化槽設置事業の決算見込みを踏まえ、所要額を減額するものです。

3項県委託金、1目総務費委託金、3節選挙費委託金の311万9,000円は、千葉県議会議員選

挙が無投票となったことに伴い、所要額を減額するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の1,022万9,000円は純繰越金で、収支の調整を図るものです。

21款諸収入、2項雑入、4目雑入は、鉄等の単価上昇による有価物売払料金の増加、後期高齢者医療給付費返還金の追加、旧御宿高校光熱水費収入の決算見込みに伴う減額により、全体では1,725万円の増額となりました。

22款町債、1項町債、1目総務債、1節防災施設整備事業債の20万円の減額は、千葉県防災行政無線再整備に係る補助金額が決定したことによる減額です。

3目土木債、1節道路橋りょう整備事業債の190万円の減額は、道路橋梁整備に係る事業費の確定に伴う減額です。

4目教育債、1節社会教育施設整備事業債の630万円の減額は、B & G 体育館屋根改修工事の確定に伴う減額です。

13ページをご覧ください。

5目臨時財政対策債の1,147万2,000円の減額は、今年度の発行可能額の決定に伴い、差額を減額するものです。

以上、歳入予算に1億1,295万2,000円を追加しております。

続きまして、歳出予算でございます。14ページをご覧ください。

歳出予算につきましては、事業ごとに説明させていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、改選に伴う議員数の減により465万7,000円の減額となりました。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,703万円の減額となりました。総務関係職員人件費の263万3,000円の減額は、職員給与や共済費の確定による減額です。電算管理事務費の1,439万7,000円の減額は、部品の調達に時間を要し、基幹系システムの入替えが2か月後ろ倒しになったことなどから、電子計算機使用料を減額するものです。

3目財産管理費の130万円は、決算見込みを踏まえた町有財産に係る光熱水費の減額です。

4目企画費は、292万2,000円の減額となりました。

企画関係事務費の148万4,000円の減額は、魅力ある地域づくり補助金及びまちづくり活動ファーストステップ支援金について、決算見込みを踏まえ減額とするものです。

千葉県誕生150周年記念事業の83万8,000円は、事業費の確定に伴う減額です。

地域公共交通運営事務事業の40万円の追加は、物価高対応地方創生臨時交付金を活用し、物

価高の影響を受けるバス及びタクシー事業者への支援として、それぞれ20万円を給付するものです。

地域おこし協力隊関係事業の100万円の減額は、地域おこし協力隊起業支援事業補助金の申請がなかったことによる減額です。

6目防災諸費の150万円は、同じく物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高により後回しになりがちな防災備蓄品等の購入について補助するため所要額を計上するものです。

7目財政調整基金積立金の3,000万円は、将来の財政需要に適切に対応するため、基金への積立てを追加するものです。

8目減債基金積立金の1,227万7,000円は、令和5年度普通交付税再算定において臨時財政対策債償還基金費として交付され、令和6年度及び7年度の臨時財政対策債の償還に充てるものとされていることから、基金への積立てを追加するものです。

10目公共施設維持管理基金積立金の5,000万円は、町の課題である公共施設等の維持管理に備えるため、基金への積立てを増額するものです。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費は82万4,000円の減額となりました。

戸籍関係職員人件費の202万3,000円の減額は、職員給与や共済費の確定による減額です。

16ページをご覧ください。

戸籍事務の174万9,000円の増額は、標準化に向けて、戸籍法改正に伴うシステム改修などに要する費用を増額するものです。個人番号制度関係事務事業の55万円の減額は、マイナンバーカード交付に係る郵便料の決算見込みによる減額です。

4項選挙費、3目千葉県議会議員選挙の291万4,000円及び4目町議会議員選挙の399万1,000円の減額は、事業費の確定に伴いそれぞれ減額するものです。

18ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は8,385万円の増額となりました。

国民健康保険特別会計繰出金の114万1,000円の増額は、繰出金の確定に伴う増額です。

介護職員初任者研修受講助成事業の5万円は、研修の受講者数が見込みを上回ったことから助成額を増額するものです。

ひとり親家庭医療費助成事業の18万円は、ひとり親家庭医療の申請状況が見込みを上回ったことから扶助費を追加するものです。

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業の287万9,000円の減額は、事業の実績に基づき減額するものです。

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業の一体化支援8,535万8,000円は、国の物価高による住民負担軽減を目的とする低所得者支援及び定額減税補足給付金事業として早期に着手するため、所要額を計上するものです。

2目老人福祉費は116万1,000円の減額となりました。

介護保険事業の50万6,000円の減額は、介護保険事業計画策定に係る事業費の確定に伴う減額です。

緊急通報装置設置事業の65万5,000円の減額は、設置件数が見込みを下回ったことによる委託料の減額です。

3目心身障害者福祉費は324万9,000円を減額となりました。

障害者自立支援給付事業の395万2,000円の減額は、サービスの利用者数が減少したことから減額するものです。

20ページをご覧ください。

グループホーム運営事業費等支援事業の70万3,000円の増額は、補助基準額や国の加算額の変更等に伴う決算見込みを踏まえた増額です。

4目出産奨励費の50万円の減額は、出産育児祝金の決算見込みを踏まえた減額です。

5目後期高齢者医療の209万8,000円の減額は、千葉県後期高齢者医療広域連合共通経費の決算見込みや特別会計繰出金の確定に伴う減額です。

2項児童福祉費、2目児童措置費の462万円の減額は、児童手当支給事業における各項目の決算見込みを踏まえた減額です。

3目こども園費は149万5,000円の減額となりました。

こども園関係職員人件費の168万9,000円の減額は、職員給与や共済費の確定に伴う減額です。

こども園運営事業の19万4,000円の増額は、園児1名、管外委託料の追加によるものです。

4目児童福祉施設費の37万4,000円の減額は、放課後児童クラブのエアコン設置工事の完了による減額です。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は132万3,000円の減額となりました。

母子保健事業の110万9,000円の減額は、受診者数の減少に伴う委託料の減額や、不妊治療費助成の申請状況を踏まえた減額です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業の21万4,000円は、今年度の集団接種の終了に伴う各費目の減額と、令和4年度事業費の確定による国庫支出金返還金です。

22ページをご覧ください。



3目環境衛生費は148万2,000円の減額となりました。

水質保全事業の253万円の減額は、光熱水費及び河川水質環境検査委託の決算見込みを踏まえ減額です。

地球温暖化防止対策事業の104万8,000円の増額は、住宅用設備等脱炭素促進事業補助金の決算見込みに伴う減額と、物価高に対応する事業として実施する省エネ家電買い替え促進事業補助金を追加するものです。

4目子ども医療対策費の80万円の増額は、コロナやインフルエンザの流行などに伴い医療費が伸びているため、決算見込みを踏まえ増額するものです。

2項清掃費、2目じん芥処理費の1,200万円の減額は、光熱水費の決算見込みを踏まえ減額です。

3目し尿処理費の247万4,000円の減額は、小型合併浄化槽設置補助事業の決算見込みを踏まえて減額するものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の480万7,000円の減額は、地域おこし協力隊を募集したものの採用に至らなかったため、地域おこし協力隊関係事業を減額するものです。

24ページをご覧ください。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は173万1,000円の減額となりました。

観光関係事務事業の240万9,000円は、観光事業等に使用する公用車買換えによる備品購入費の増額です。

海水浴場安全対策事業の94万6,000円の減額は、事業完了に伴う海水浴場監視業務委託の減額です。

地域おこし協力隊関係事業の319万4,000円の減額は、地域おこし協力隊員を募集したものの採用に至らなかったため減額するものです。

4目月の沙漠記念館管理運営費の2万6,000円は、会計年度任用職員報酬の不足分です。

5目町営プール管理運営費の137万3,000円の減額は、事業終了に伴う会計年度任用職員報酬の減額です。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良工事については、歳入予算でご説明いたしました町債に係る財源更正です。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の16万8,000円は、第4分団ポンプ車の年度の切替え時期に実施する車検に要する経費を増額するものです。

3目消防施設費の1,453万3,000円の増額は、劣化の著しい第1分団旧久保詰所の解体工事に

ついて、早期着手するため委託費及び工事請負費を追加するものです。

26ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の24万3,000円の減額は、職員給与の確定による減額です。

2項小学校費、1目学校管理費の50万円の減額は、決算見込みを踏まえた光熱費の減額です。

2目教育振興費の10万6,000円の増額は、要・準要保護児童の増加による扶助費の増額です。

3目組合学校費の99万3,000円の減額は、布施小学校組合負担金の確定に伴う減額です。

3項中学校費、1目学校管理費の140万円の減額は、決算見込みを踏まえた光熱費の減額です。

4項社会教育費、2目公民館費の16万円は、施設利用状況などから決算見込みを踏まえ、光熱水費を増額するものです。

5項保健体育費、2目体育施設費の598万1,000円の減額は、B & G 体育館屋根改修工事の完了に伴う委託料及び工事請負費の減額です。

3目学校給食費の97万4,000円の増額は、賄材料費の高騰等に伴う勝浦市学校給食共同調理場負担金の増額によるものです。

以上、歳出予算に1億1,295万2,000円を追加しております。

次に、第2条の繰越明許費についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費の千葉県防災行政無線設備再整備事業は、千葉県が行う再整備工事に係る市町村負担金ですが、県から、工事に係る部材の調達に時間を要し、年度内の事業完了及び負担金の請求が困難となった旨の通知を受けたことから、繰越明許費に設定するものです。

防災備蓄品購入補助事業は、防災備蓄品等の購入を補助するもので、早期に着手するものの年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定するものです。

3項戸籍住民台帳費の戸籍システム改修事業は、国のスケジュール変更により年度内の事業完了が困難になったため、繰越明許費に設定するものです。

3款民生費、1項社会福祉費の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業は、国の物価高による住民生活への対応として、低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給を行うもので、早期に着手するものの次年度にわたる事業となり、年度内の事業完了が困難となったため繰越明許費に設定するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費の省エネ家電買い替え促進事業は、物価高騰、電気代高騰対策として、省エネ家電の買換え促進のため早期に着手するものの、年度内の事業完了が困難となったため繰越明許費に設定するものです。

6款商工費、1項商工費の公用車購入事業は、観光事業等に使用する公用車の買換えで、早期に着手するものの、流通が減少していることから年度内の購入が困難となったため繰越明許費に設定するものです。

砂丘橋設計業務委託は、各調整に不測の時間を要し、年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費の56号橋、59号橋及び60号橋補修工事は、現地調査に不測の日数を要し年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定するものです。

0106号線道路改良工事は、資材の調達に時間を要し年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定するものです。

5項河川費の普通河川清水川護岸整備工事は、資材の調達に時間を要し年度内の事業完了が困難になったため繰越明許費に設定するものです。

8款消防費、1項消防費の第1分団旧久保詰所解体事業は、劣化が著しいことから詰所の解体に向け早期に着手するものの、機材等の調達に時間を要することから年度内の事業完了が困難なため繰越明許費に設定するものです。

続きまして、5ページをご覧ください。

地方債の補正でございます。

変更の防災施設整備事業債、道路橋りょう整備事業債、社会教育施設整備事業債及び臨時財政対策債につきましては、それぞれ限度額を変更するもので、内容は歳入予算でご説明しましたとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） ここで午後1時30分まで休憩といたします。

(午前11時48分)

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時28分)

---

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入りますが、質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） まずは4ページの、昨年来からちょっと問題になっていました砂丘橋設計業務委託576万4,000円。この委託期間は何日から何日までか。そして、これを発注するという事は、今年の夏の観光シーズンに、あの橋が不自由なく皆さんに提供できるということをやったかなと思うんですけれども、それはそれとして、まず委託期間と今年の夏に間に合うのか。総合的に、またほかのこともあると思うんですけれども、その辺をお聞かせ願います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

委託期間につきましては、昨年の10月11日から今月末でございます。

ご説明させていただきます。

砂丘橋補修設計業務委託費については、令和5年9月定例会において補正予算を可決いただきました。補修設計業務の内容は、まず予備設計として、床版、高欄の材質を比較し床版等の材質を選定、最適な工法を選択し、次に詳細設計として、予備設計で決まった床版等の材質等により工事用の図面作成、数量計算を行うものです。

その後、補修設計業務をスタートさせましたが、予備設計の段階において委託業者から材質についての比較表が提出されましたので、12月20日開催の議員協議会において議員の皆さんにお示しをしました。会議においては、材質、デザイン等についてご意見をいただき、材質等の決定に至りませんでした。

また、補修工事費は高額のため、橋を町道認定し橋梁長寿命化修繕計画に追加し、国の道路メンテナンス事業費補助を受けて補修工事を行ってはどうかというご意見を土井議員さんからいただきました。現在、これらの意見について協議調整中であり、年度内完了が困難となったことから明許繰越に設定するものです。

このように設計がまだ終わりませんので、今年の夏前には工事は終わらないということになります。

○議長（滝口一浩君） 土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） つまり、今の橋のままで、ずっと供用しておくということによろしいですね。確認です。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 今年の夏はそのようになると思います。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。

引き続き、19ページの介護職員初任者研修受講助成事業ですね。かなり介護職員が不足しているということで、それぞれ奪い合いの形になっているというようなことも聞いております。そうした中で、町はこの初任者研修の人数を増やして、その職に就かれるようなことでやっているのかなと、私はそう推測しているわけですがけれども、この件につきましては、今年何人の研修生、いわゆるこの免許というか、研修の修了証を受けた方は何人なのか。

またもう一つには、この50万円とかいう形で先ほどお話があったとおり、今後人が増えそうだから5万円増やすんだよというお話だったと思います。この補助は、補助内容としてどんなことを考えているのかと、今年の初任者研修を受けた人数を教えてくださいませんか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 介護職員初任者研修受講料の助成金でございますが、こちらの介護職員初任者研修というのは、いわゆる従前ヘルパー2級と言われていた資格でございます。こちら、今までの累計の人数ということでございますが、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

今回につきましては、当初、これは補助単価が5万円でございます。こちらの、いろいろな団体が講習を行っておりますが、ほぼ5万円ぐらいでやっていただけるので、全額の補助というように理解させていただいて結構です。こちら10万円、予算を取っております、2件ですね。今回、土井議員さんおっしゃいますとおり、介護の従事者を増やすことを目的にしておりますので、お一人追加をさせていただきたいということで、今回提案させていただいております。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 多分5万円ということは、この講座を受ける費用について全額負担するよと、補助するよと、そういう理解でよろしいわけですね。

この講習会というのは結構日数があるんですね。たしか2か月とかそのぐらいの、端的に取る場合は、詰めて取る場合は2週間とか何とか、それぐらいの日にちを出ないと講習の修了証がもらえないということは聞いているんですね。

そうした中で、私、この講習料金、ほかにプラスアルファしていかないと、なかなか、ほかにもこういうことをやっている中で、うちの町に定着しないんじゃないかなという危惧をしまして、講習生が2週間、3週間その講習会に出ないとこれが取得できませんので、今後はそういうことを、その辺の費用も考えてやっていったらどうかと。私からの要望にさせてもら

いたいですけれども、ぜひとも検討していただきたいと。

再三言っているとおり、御宿町は高齢者が本当に多くて、介護施設は多分、外房さんもずっと満杯だということを聞いていますよ。ですから本当に必要で、辞める方も結構多いですから、ここを何とか補助していくというようなことが必要じゃないかなと、そう思います。

それと、その下の緊急通報装置設置事業ですか。高齢者に会う機会が結構私は多いんですけども、固定電話に加入していないと入れないよということなんですね。保健福祉課に聞いたら実証実験というか、そういうものをやっているよということをお聞きしまして、携帯電話でできるようなシステムというか、そういうものもやっているから、ぜひとも費用のかからない、通常は携帯をお年寄りの方は持っていますので、固定はあまり持ちませんので、やっぱり両方できるような、今の状態だと2つ持たなきゃいけないんでね、固定と携帯と、二重に支払いをしなきゃいけないので、その辺も、その実証実験とか何かしているということをお聞きしまして、私はよろしいかなと思って期待しているんですけども、今の実情ですか。その辺をちょっと教えてもらえればありがたいです。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 介護の研修については、取る方の状況等で精査させていただいて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

それと緊急通報装置ですが、これは以前から何回か質問いただいています。当然私のほうでも、固定電話はあまり持たないで携帯電話にシフトしていくことは承知しておりまして、何とか安い価格で使えるようにならないかなということ、今、土井議員さんおっしゃいますとおり、何人かの特定の人をお願いしまして実験をしているところであります。

ただ、携帯電話というのが、電波が必ず100%通じているわけではなくて、お宅の中でも、玄関の周りはいいんだけどトイレ行っちゃうと駄目だとか、こっちの方角に行くと駄目だとか、アンテナの都合とかでいろいろ不都合が出てくる場合がございます、まずその点も含めての今実証実験中ということでございます。

また、携帯電話からの発報でございますと、今のところ、ご自宅でもしものときがあったときに発報することを念頭にしておりますので、ちょっと出かけてしまうと、例えば東京に行きますよ、旅行で北海道行きますよと、そこから発報されてももう町のほうでは何の対応もすることができないので、その辺の区切りもつけないといけないということで、その辺も含めて今検討しておりますので、また結果が出ましたら、何らかの機会でご報告させていただきたいと思っております。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。ぜひとも成功するように頑張ってください。よろしくをお願いします。

次の22ページなんですけれども、私ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけれども、御宿町にグループホームってあるんですか。そしてまた、あるんだったらどこにあるのか、私はちょっと聞いていないんですけれども、教えていただけますか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 身体障害者のグループホームの補正予算をお願いしておりますが、こちらのグループホームというのは御宿町にはございません。大体いすみ市が多いです。あとは長生郡のほうになっていきますけれども、よそのグループホームにお世話になっているところに補助金を交付しているという事業でございます。

○5番（土井茂夫君） 分かりました。我が町以外のグループホームを利用する場合は補助しますよということなんですね。

○議長（滝口一浩君） 土井議員、指名しますので。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） すみません。なんですね。分かりました。

23ページの水質保全事業です。河川の水質、私これを重要視しています。我が町、これがきつと水質関係が改善されると外房一なんじゃないか。まごまごすると千葉県一になるんじゃないかな。そのぐらいこの試験結果を重要視しているわけなんですけれども、これはぜひとも公表してもらいたい。今までずっと非公表なんですよ。この前の自民党の政治倫理会ですか、あれも公表だ公表だと言いながらずっと非公開で、最後は公表してきましたよね。

なぜ公表したのがいいかという、これによって悪かった場合は、町で生活する上での生活雑排水を結局公共水域に流しているからですよ。町の行政が悪いわけじゃないんですよ。そういうことだったら町が悪いと、それは履き違えているわけですね。これは町民の意識ですか。これをやっぱり変えていって、よりこれをきれいにしていってほしいというのが、多分この検査委託はそう思ってもいいんじゃないかなと思うんですよ。

よくなればよくなったで、町民が一生懸命頑張って水質改善をしたからよくなったんだよというような手法になるかと、私から見たらそう思っているんですけれども、どうでしょうか。町民の財産ですよ、この委託は。それを非公表にすること自体が、行政だけが情報を握って誰にも公表しない。これはあるべきですか。私は本当に公表していくべきだと考えるわけです。すみません、担当課長、よろしくをお願いします。この件について。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 水質検査の結果の公表ということでご質問だと思いますけれども、令和5年3月の定例会にも立野議員から同様のご質問をいただきまして、お答えをさせていただいております。

河川の水質調査は、水質管理、水質汚濁の状況把握を目的に調査をしているものでありますので、河川の水質を管理する範囲の中で活用させていただいております。また、水質については、天候など日々の様々な状況によって大きく変わることがございますので、あくまでも河川管理、生活排水等の状況を知る上での参考数値として使用させていただいております。公表につきましては、そういう状況で使用させていただいておりますので、控えさせていただいている状況でございますとお答えさせていただいております。

また、今回水質調査の中では新たに、今までは大腸菌群数ということで取っておりましたが、追加して大腸菌そのものが取れるようになってきましたので、また検査の指標も変わってまいりましたので、そういったものについても令和5年度追加しました。

そういった状況の中から今後検討させていただいて、また日々変わる中で、公表しても混乱がないのかという点も踏まえて検討させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） そんな回答ではとてもとても、公表とか何かいろんな理屈を立てたけれども、こういうのをやります、こういうのをやります、やったものは分かりますよ。目で見て数値が幾らか分からないと、我々もそうだし町民だって分からないですよ。何かやましいことがあるから公表しないんじゃないかなと逆に思っちゃうんですよ。

別に、やった結果、日々それが変わっていくんだから、水質だって。それがたまたまこういう状況だったから、例えば雨がいっぱい降ったら少しは希釈されちゃうんですよ。雨がずっと降らなければそれだけ汚いわけですよ。それは当たり前の話ですよ。

だから、取ったときに、ここは大雨でこんな状況です。これはずっと濁水でこうです。そういうことを理由として載せればいいだけじゃないですか。別に、それによってこの水質がよくなったかどうか、やっぱり町民だって知って、やっぱりそれに協力していくとか、そういうものがないと協力できないわけですよ。

私がこれを何度も何度も言ってもしょうがないから、このぐらいにしますけれども、ぜひとも、町長、公表の方向にしましょうよ。あなた悪いわけじゃないんですよ。だからその結果だけの話なんだから、それについて説明責任にすればいいわけですから、と思います。



○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 貴重な、非常に素晴らしいご提言ありがとうございます。ぜひ前向きに検討させていただきます。

要するに、町民の皆様がどのような水質環境であるのか、どのように悪くなっているのか、どのようによくなっているのか。それを知ってもらうことは非常に大事だと思います。

（土井議員「そういうことです」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） よく分かります。しっかりやっていきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） 町長がそのようにおっしゃいましたので、きっと公表する形になるんだと思います。

それで、次には、これに関連しましてその下の小型合併浄化槽設置事業、このお金を247万4,000円、多分2基分ぐらいなんですか、を残して、このお金を県や国に返すわけですよね。確かにいろんな事情があると思いますけれども、これが結局、一番水質浄化に働くわけですよ。私が言うまでもありません。いかにこの設置を増やすか、これは行政の腕だと思うんですよね。我々ができる話じゃないですからね。だから、何とか工夫してやれるようお願いしたいんですけれども、今年度は何基であったか。このお金は何基分返しちゃうのか。それを担当課長、お願いします。

○議長（滝口一浩君） 全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 今年度の合併浄化槽の補助件数は4基でございました。町全体の合併浄化槽の普及につきましては、昨年20基でしたけれども、全体では24基ということでございますけれども、補助対象については4基ということでございました。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） くどいようすけれども、町はそんなにお金のある町じゃないですよ。何をどうしたらいいのかというと、やっぱり自然環境、この自然環境の豊かなところをより以上にそういう状態に持っていく。これがやっぱり、いつまでもいつまでもそうだと思うんですけれども、御宿の生きる道じゃないかなと思います。都会から来た方はみんないいよねと言うけれども、それはいいんですけれども、あまりにも我々幼少の頃に比べればずっと悪くなっていっていますので、ここは踏ん張って、行政に踏ん張って頑張ってもらいたいと思います。

以上です。私の質問は以上です。

○議長（滝口一浩君） 課長の方はいいですか。

全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 先ほどの中で答弁漏れがございまして、返却する件数、お答え漏れていたかと思えます。8基計画中4基の交付でございますので、4基分返却ということになります。

以上です。

（土井議員「4基の4基」と呼ぶ）

○全町公園課長（伊藤広幸君） はい。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 10番、田中です。

まず、15ページの総務費の防災備蓄品購入補助事業150万円。この補助内容についてどのようなものなのかをお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 現在、要綱の調整中でございますので、まだ若干の流動性がございしますが、今現在私どものほうの事務方のほうとして予定をしておりますのが、原則としては備蓄品、防災いわゆる災害が起こった際の備えとしての備蓄品を幅広くカバーしてまいりたいと考えております。それには食料品ですとか飲料、または防災時のときに役立つラジオですとか懐中電灯類等について、幅広く補助対象にしていければと考えております。

また、現在では防災備蓄品と通常時に使うものを切り分けてフェーズフリーという形で、災害発生時、それから通常時を切り分けることなく、例えば通常時かばんで使っているものが防災時においては水を運ぶバッグに切り替わるというような、フェーズフリーという概念のグッズが多く販売をされてきているところも見受けられます。

そうしたところも幅広く対象にしながら、なかなか現在物価高で、毎日の生活のところにどんどん優先して、備蓄のほうになかなか人々のお金が回りづらい状況も踏まえまして、こうした備蓄に対して少しでも町民の方が取り組んでいただきやすいよう、基本的には半分程度の額について、購入の2分の1を想定した額で補助制度を実施していければというふうに考えております。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 田中です。

ということは、一般の住民に対して補助をするという考えでよろしいですね。分かりました。次に、25ページ、商工費の公用車購入事業240万9,000円。これ非常に、今ここに来て車を購入する補正を計上したということに、なぜ今なのか。新規に購入するものなんですよ。買い換えるものなんですか。この購入にあたって、緊急性があつてこの時期、あと20日余りしかないですよ。それで補正対応するのかということをお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

現車両につきましては、昨年の6月下旬に足回り部品の破損により走行不能となりました。その後、1か月ぐらい部品を探しましたが、年式からパーツの調達、交換が困難なことから、車両の購入費を計上させていただきました。

この車両につきましては、主に夏に使用するものでございますので、令和6年の夏に向け新年度予算で購入を検討しておりましたが、希望する車種が現在工場での生産が一時停止している状況で、夏までに納車が困難なことから、中古での購入といたしたいと思っております。

さきの理由により中古車の流通台数が減少すると予想されること。また、海岸走行をするため、一般車両との判別を目的とした車両の塗装に時間を要する点から、3月補正での対応とし、繰越しをしたいと考えております。今申し上げましたとおり、新年度予算で買いたいけれども、夏に間に合わせるために逆にちょっと前に持ってきて、補正で出させていただいたということでございます。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 田中です。

今お聞きすると、昨年の6月下旬に走行不能になったということだったんですけども、もっと早い対応ってできなかったんですかね。昨年の6月ということは夏前ですよ。それから利用できなかったのであれば、もうその時点から手配しておくべきだったのではないかなというふうに思います。まして今回、これも繰越明許に上げてあるということで、事務が遅れてきていたこの結末なのかなというふうに考えたんですが、それについては今の説明である程度分かったんですけども、緊急性があつて必要なものであれば、即対応できるような体制に持って行ってほしいなというふうに思います。お願いします。

続いて、25ページの消防費の第1分団旧久保詰所解体事業ですね。これも今の話にもなると思うんですけども、劣化が著しく進んでいるということで、5年度の当初予算で解体設計業務委託が組まれているんですね。多分、今年度にもう既にこの解体設計業務は進んでいると思

うんですけれども、これについての設計はいつ終了しているのかを伺います。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 25ページ、消防の工事の関係でございますが、1分団の関係につきまして、今回改めて予算のほうに計上させていただくものでございます。

旧1分団につきましては統合分団でございますので、順次、新しく高山田地先のほうに統合後の分団詰所のほうについては整備をさせていただきましたが、それぞれ地元区が、例えば区の一部部品を、使わなくなった分団詰所の跡地に少しの間、物品の保管ですとか、そういうところも利用を並行して行っておりましたので、区のほうと協議をして、解体をする時期等について順次進めているところでございます。

これにつきましては、久保地先の分団詰所の解体工事費並びに設計料でございますが、改めて今回組ませていただいて、速やかに実施をするというような内容のものでございます。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 当初予算で解体設計業務委託というのは、これは久保の分団だったんじゃないんですか。そのように私は理解してまして、前期の実施計画の中でも令和5年度に設計、6年度に解体設計ということで、多分これは第3分団とか、そのほかの分団についてだと思ってしまうんですけれども、今年度解体を予定して設計を組んだと思うんですね。予算も組んだと思うんです。

これが出てきたということは、もう既に解体設計が終わって、それでも著しい老朽化が進んでいるので、早急に補正予算対応したんだということなのかと思ったんですけれども、それでもなぜ、この委託がもっと早い時期に終わってれば当初予算にも計上できたんじゃないか。もしくは、もっと早い時点で解体の補正が対応できたんじゃないかということでお聞きしているんです。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 申し訳ございません。私の先ほどの答弁のほうがちょっと間違えたといいますか、訂正させていただきます。

今回の補正予算で計上させていただいております詰所につきましては、繰り返しになりますが、久保地先にある分団詰所です。田中議員さんご発言のとおり、設計のほうを完了いたしましたので速やかに工事に着手したく、こちらの委託料については、工事に伴います、その設計どおりに行われているかどうかの工事の管理委託のほうになります。設計を行う委託というよりは、設計どおりに工事が進んでいくかどうかの、設計の監理委託のほうを併せて計上させて

いただいたものでございます。

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君。

○10番（田中とよ子君） 監理設計は了解しました。

これは解体工事についても組んでいるんですね。繰越明許でやっているんですけども、繰越明許にするにしても、補正対応するのであればもっと早い時期にできているんじゃないかなというふうに、そのために、設計委託したものはいつ終了しているのかということでお聞きしたんです。

○議長（滝口一浩君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 具体的な設計が終わった日にちの、完了検査日までをちょっと明確にお答えができないんですが、私の記憶の中では、12月いっぱいもしくは1月に差しかかるぐらいのタイミングで設計が終わっていて、おおむねの工事の概算費用が出ましたので、速やかに工事のほうに移りたいということで、今回計上をさせていただいております。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

先ほどご説明にあった地域おこし協力隊関係事業なんですけど、こちらのほうは採用がなかったということなんですけど、実際何名応募があったか。すごく重要な任務だと思うので、なぜ該当者がいなかったというか、募集の仕方とかに何か問題があったりということはないのでしょうか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

産業観光課においては、今年度、農業振興活動について1名と観光振興活動について1名の計2名の地域おこし協力隊を募集しました。結果につきましては、農業振興活動については応募がありませんでした。また、観光振興活動については応募がありましたが、書類審査の結果、採用に至りませんでした。

このことから減額補正をお願いするものでございますが、募集につきましては町のホームページ、総務省のホームページ、JOINといいます、地域おこし協力隊を希望する方が見るようなホームページがございますが、そういったところを通して募集をしております。

なぜ応募がなかったのかにつきましては、特にちょっと思い当たるところがないのが現状でございます。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

とても重要な任務だと思うので、引き続き応募者が、該当者が出るように努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

6番、北村昭彦君。

○6番（北村昭彦君） 6番、北村です。

ただいまの岩瀬議員の質問の関連で質問させてください。

課長の答弁で、なぜ応募がなかったか思い当たらないというところがあったかと思います。やはりそこが課題であるという認識を持って深掘りをするというところ、原因追及をするというところがやっぱり大事だと思いますし、そういう意味で、今の募集がどういう形で募集の出し方が検討されているのか。第三者というか、役場の担当の方以外の方にアドバイスをいただくような状況、環境があるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 農業観光の募集内容でよろしいでしょうか。すみません。

○6番（北村昭彦君） そうですね。募集を出しても応募がなかった。なぜ応募がなかったというか、集まりにくいというところが、なぜ集まりにくいのか分からない、思い当たる節がないという課長のご答弁でしたので、どなたか第三者というか、ご担当されている方以外の方から、そのことについてご助言をいただけるような状況、環境があるのかどうかについてお伺いしたいです。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） 大変失礼しました。

この件につきましては課内でもいろいろ話をしているんですが、さっき私が申し上げたような答えになってしまいました。

第三者のアドバイスということについては、正直あまり思い当たらずで、業種が違うけれどもいらっしゃる方とか、ほかの方でもちょっとまた相談してみたいと思います。すみません。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。私も今の質問の関連で質問させていただきます。

農林水産業、それから観光業として募集をかけたということ。一つは、応募は一切なかった

と。もう一つは該当がなかったと。別に募集条件に合わなかったということですよ。

それで、この地域おこし協力隊であります、これはかなり前なんですけれども、たしか当時、議会からも提案があつて、町長もぜひそれでは取り組んでみようということで、たしかこの地域おこし協力隊、近隣では本町より先に実施をされておつたというふうに理解しておりますけれども、そうした中で、何年目なんですか。町長そのとき、この地域おこし協力隊ですけれども、どのように考えておられましたでしょうか。町長の思いとしてそれがどうなってきたのか、その辺のところについてお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 地域おこし協力隊に関するご質問でございますが、地域おこし協力隊の存在自体が非常に重要であると考えています。さらには、今ご質問にございました観光及び農林、農業、この分野も非常に重要なことなんです。

そういう意味で、担当課としてこのたびは応募がなかったということは、大いに反省しなければならないところであります。この分野というか、非常に重要ですから、何で応募がなかったんだろうということを考えたときに、工夫が足りないとか、研究が足りないということに行き着いてしまうので、これはしっかりと、この事業を発展させる、交流させるためには、その辺はしっかりやらなくちゃいけない。

今お二方からもご質問いただきましたけれども、反省としてございますので、しっかりやっていきたいと思つています。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

私もこの地域おこし協力隊、いわゆる都会の若い方々に地方に来ていただいて、地方の課題に挑戦をしていただくというくくりだったというふうに理解しております。その内容については、今町長もご発言されましたけれども、私も全く同感でございます。

そうしたものをどうやって生かしていくかというところは非常に大事だろうと思つてはおりますけれども、先進事例を見ますと、やはり来ていただいた方をどうやって受け入れようかと。それは行政体だけではないんですよ。地域住民もそうだと思うんです。

それから、今ちょっと何人いらっしゃるか承知していませんけれども、そういう今現職の方が、たしか3年ですか、1期。それを終えて残られた方々もいらっしゃる。残ることが、たしか国の一つの目途だったというふうに思うわけでありましてけれども、そういう方々も含めて、やはり地域全体で支えていくということが大変大事じゃないかと思つてます。

ですから、先ほどの制度そのものの中で、やっぱり都会の若い方にこちらに来ていただくということで、特に農業、それから観光も含めてそれを、プロフェッショナルではないんですね。プロフェッショナルであればもともと起業されますよね。自ら直接入りますよね。ですから、思いがあっても、それはどうやって具体化したらいいのか。また、地域によってそれぞれ課題が違うんですね。例えば、同じ有害鳥獣であってもそれぞれ地域の内容が、例えば猟友会のいろんな伝統、それぞれ皆さん伝統が違うというふうに私も伺っております。

そうしたことも踏まえて、地域でやっぱり気持ちよく受け入れていただく。それをきちんと構築するのは行政体じゃないでしょうか。100%お任せでよろしいのでしょうか。前段者もありましたよね。誰に相談をすればいいのか。どうしたら解決できるんだろうか。そういう悩み、やっぱりきちんと解決するべきじゃありませんか。

それから、この募集についてだって、町長はあれほどの思いがあるわけじゃありませんか。私も地域のいろんな課題、要望いただいております。それを解決する、そのために来てほしいわけじゃありませんか。もっと洗練されたと申しませうかね。募集要項、練り上げるべきじゃありませんか。具体的な内容にすべきじゃありませんか。

それから、今来ていただいている方々、本当に気持ちよくやっていただける、仕事をしていただく、その環境づくり、それを地域に任せっ放しでいいのでしょうか。サポートする必要があるんじゃないでしょうか。それから来ていただいた、そういう人の輪をつくるということも必要じゃありませんか。その辺はどうなっているんですか、今。私は全く分かりません。

地域おこし協力隊、これ何期目なんでしょうか。それから今何名いて、どんなことに従事していらっしゃるのか。どういう成果があるんでしょう。そうしたことも行政体でも発信をする。そして、来ていただいた方にも様々な情報発信をしていただく。そういうことができる人、できない人は当然あるかと思えますけれども、そういう情報発信をしていくと、御宿町っていろんな動きがあるなど。課題があるな、止まっているな、進んでいるな。いいじゃありませんか、それで。

努力している姿を見せる必要があるんじゃないでしょうか。成功事例だけというわけにいかないじゃありませんか。なかなか人口的には難しいというのは伺っております。でも、努力している姿が大切じゃありませんか。それが総合計画の中身じゃないんですか。非常にこれ分かりやすい事例だと思うんですね。範とすべきじゃありませんか。形をつくるべきじゃありませんか。せっかく来ていただいているんですよ。希望がなくなってこの地を去っていいのでしょうか、町長。違いますよね。どうなんでしょうか。伺いたいと思います。



○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご指摘はもっともなことでございます。今後しっかりと努力しなきゃいけないと思っておりますけれども、現在企画財政課にお一人と、産業観光課にお一人、産業観光課は産品開発産業振興ということで非常に活躍されております。いろんな面で、もう範囲を超えて、分野を超えて活躍していただいておりますけれども、また、企画財政は移住・定住と空き家の活用とか、調査研究なんかやっていただいているんですが、この方も非常に、まだ明確な大きな成果というのがなかなか上がっていないようなんですが、いろいろ一生懸命やっていただいておりますけれども、定住されてきた方に陰で非常に力添えしたり手助けしたり、非常によくやってくれております。

産業観光課の方も女性です。女性の方は一生懸命やっていますので、いずれにしても、繰り返しますけれども、農業、観光は非常に重要ですから、しっかりやっていきたいと思えます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

この問題は最後にしますが、たしか地域おこし協力隊は、今年度ですか昨年ですか、先進地の視察に行ってきたというふうにちょっと伺ったことがあるんですけども、そうしたことはあったんでしょうか、なかったんでしょうか、先進地視察。もしあったとすれば、その内容について、やっぱり御宿町に生かすべきところがあったのかなかったのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 昨年、埼玉県横瀬町というところの取組について、地域おこし協力隊と、町の産業おこし協力隊を所管する課で、視察に参っております。

横瀬町では地域おこし協力隊のOBを含めた取組について、町との連携をどうしているのかとか、残っていただいたOBの方と、現職のおこし協力隊がどういう関わりの下、町と絡んでいくんだ、どういう町づくりをしていくんだという先進事例として見学に伺っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

地域おこし協力隊については、先進地事例ということで参考になるという内容だったと思います。そうしたものも生かしながら、また様々な先進事例まだあると思うんですね。そうしたことも参考にさせていただいて、やはりきちんと実りある形で事業が進むように、気持ちよく活

動できるような場所づくり、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に移ります。

9 ページであります、これは歳入の中の教育使用料ということで、野球場使用料 3 万 5,000 円の減額措置となっているわけですが、これ野球場ということで、多分 B & G の施設だろうというふうに思います。

これは先般、先日、一般質問の中にも触れさせていただいておりましたが、いわゆる野球場の安全管理ということで、これは安全上、やはり指摘のとおりの内容があるといったような答弁だったというふうに理解しております。

じゃ、この運用を、しかるべき、例えばそういうフェンス、一定必要だというご認識のようではありますが、それまでは、やっぱり安全上の懸念というのが残されるということだと思っんですね。それについてはどうされるのか。例えば、ソフトだとか硬式だとか、ちょっとごめんなさい、あまり詳しくよく分からないんですけれども、あろうかと思っんですけれども。

また近隣の中でも、やっぱりこういう硬式の野球場というのはなかなか少ないというふうにも伺っております。そうした中で、どう安全に使っていくのかということが今求められているんだと思っんです。それはどうしていくのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、昨日町長のほうから少しご説明があったと思っんですけれども、改めて町営野球場の防球ネットの設置の要望について、議員の皆様からいただいておる中で、財政との折衝の中では有利な財源を見つけてやっていきたいと思いますということで、一旦、先に延ばしたというような形でございます。

今までも、確かにいろいろご指摘をいただいた中での話でございましたけれども、できるだけ早めにやっていければなということでの折衝はしたんですけれども、有利な財源を見つけるということの結論に至りましたので、それまでの間、どうしていくんだというご質問だと思いますけれども、設置者の責任というのは確かにございます。野球場を使用する方たちが危険防止対策を取っていただくように、今までも周知はしてきているんですけれども、それをまた徹底していくということと、看板を以前から設置はしてきているんですけれども、確かに看板も古くなってきて、そういう部分も新たに更新しながら、球場周辺の安全対策を図っていきたくと思っております。

また、B & G プールの利用者が使うときに、やはり、野球場を使っているとボールが飛んでくる危険もございますので、プールの使用者にもそういう注意喚起の言葉がけとか、配布物と

かを利用して対応を取っていきたいと思います。

いずれにしても、防球ネットはやる予定で進めていこうと思っておりますので、その中で、どの程度のものの設置が必要なのかという部分も含めて、今後も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

ファウルボールって、多分打ちたくて打っているわけではないと思うんですね。その方向性についても、どうなのでしょう。それは注意喚起して済むということでは、私はないんじゃないかと思うんですね。やはり問題点が指摘されて、問題だということの認識があった中では、過失ですよ、これは。それまでは、例えば硬式については募集を取りやめるだとか、もしくは、試合じゃなくて練習等にするとか、それまでは、一定の町としての使用制限は当然必要じゃないんでしょうか。

もしくは、プールというのは開設期間がありますよね。百歩か千歩譲っての話なんですけれども。使用していない期間のみ使用していただくとか、少なくとも混在というのは、私は、全くないと。例えば子供たちが夏でもプール利用するわけじゃありませんか。ちっちゃい乳幼児もお母さん方が連れていくわけですよ。少なくともその期間の混在というのは、私は全く考えられないというふうに思うんですけれども、そうした中で、そういう最低限の切り割り……。

それ以外であれば、例えば、野球場利用者であれば、自分たちの車だとか一定それはあるのかも分かりませんが、野球場に全く関係ない人たちに危害が及ぶ可能性がある。それが指摘されて、行政、要するに管理者も認識したということだと思うので、これやはり、その辺のところは一定の制限というのが当然必要になってくるというふうに思うんですけれども、これについてはどのように考えておられますか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 昨日町長のほうからもあったと思いますけれども、野球場についてのネットの基準というのがなかなか決まっていないという部分もございまして、野球をやって、見ていただければ分かるんですけれども、ライナー性のファウルとフライ性のファウルと、両方ともファウルというものがあるんですけれども、それを全て防球できるネットというのは、もうドーム型にするしかないというような形になりますので、どうしてもネットを設置したとしても、やはり周りにいる方の危険防止には周知をするという方法が一番になるということで

ございます。

なので、一旦、今回は防球ネットを設置するまでの間にもやはりそういう危険性もございませぬので、ライナーのボールが飛ばば当然危険という部分もございませぬので、周りの周知をしていきたいというところでございませぬ。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

季節的な、限定的な制限もしないということですか。

言っていることは分かるんですよ。野球から見た観点は分かるんですよ。たまたまその隣にプールがあって、プールは限定的な使用じゃないですか、季節的には。ですから、そういう……。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、課長が答えましたけれども、私の捉え方は、野球場については利用率が高く、非常に有効な活用がされていると思います。そういう中で、今まで来ていて、幸いにもこれといった大きな事故はなかったと考えておりますけれども、そういう意味からしても、今、石井議員のご指摘はもっともなことなんです、ご要望があったから即できればそれは一番いいんですけども、そういうことで少し延びますよということの判断は、非常に厳しい判断なんです。それはもう私は覚悟しなくちゃいけませんけれども、そういう中でできるだけ早く対応したいと思っておりますので、一時停止とか一時お休みするとかは現在では考えていない。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） できるだけ速やかな安全対策をするということですので、報告を待ちたいと思います。

次に移ります。

21ページであります、これは出産奨励費という中で出産祝金給付事業ということで、これはマイナス50万円の減額補正となっておりますけれども、これ当初で何人を見込まれておったのか。近年、この出産数、直近では何人生まれているのかということについて報告を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 出産祝金給付事業でございます。こちらは当初予算では15人分、予算を計上させていただいております。しかしながら、現在の実績ということで5人分を

減額させていただくということです。ちなみに出生者数ですが、令和4年は9人、また令和5年は2月末で10人という実績になっております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

出生数、去年は9人で、2月末で、今年度は10人ということでした。これが、やはりないと仮定した場合は、例えば20年後には成人式を迎えるという形では、10人ということになるということですね、簡単に言うと。分かりました。これに対する施策というのがどうしても必要だろうなど。これは今後にしたいと思えますけれども、具体的な数について承知をいたしました。

同ページであります、21ページ、衛生費、予防費の中の新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、これは5類になったということで、本年度で公的な接種事業としては打切りだというような先ほどの説明だったかというふうに思います。

これについては、新年度について、今後、こういう新型コロナ感染症に対してどういう対応を取っていくのか、コロナを含めて新年度に向けての考え方について伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） コロナワクチンでございますが、議員さんおっしゃるとおり5類になって、これで公費負担による予防接種、集団接種は一旦年度末をもって終了となります。引き続き、今高齢者のインフルエンザを補助というか、定期予防接種として実施しております。それと同じような対応になるというようなお話を、国のほうからはいただいているんですが、その単価ですね。今インフルエンザですと5,000円程度で受けられるんですが、コロナのほうは幾らになるとかというのは、明確なところが出ておりませんでしたので、当初予算には計上しておりませんが、はっきりした段階で補正予算をご提案させていただきたいと思っております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

新年度の中で、有料という中で、5,000円ということでもありますけれども、本町は高齢者が多いという中で、コロナに対しても、非常に様々な状況が、感染した中で非常に大きいということもあろうかと思えます。このワクチンの効果等々もあろうかと思えますけれども、実施するにしても有料ということでもありますけれども、これに対しても、町としてもやはり取り組む姿勢というのも当然の中で今後あっていいというふうに思うんですね。

そのまま国の言われたとおりの金額を出してくるのか。それとも町が一定の助成をかけてい

くのかということも、今後やっぱり政策の判断に入ってくるというふうに思うんですけども、その辺について、町長、どのように考えているでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） コロナウイルス感染症について、丸4年ですか。非常に長い年月がございましたが、私自身は、町民の皆様は非常に、職員の皆様をはじめ一生懸命やってくれたと、本当に御宿は対応がよかったという評価は、私はいただいています。お耳に入っているかも分かりませんが、そういうことでこの対応について、今後、当然反省すべき点もあると思うんですけども、その辺はしっかりと反省しながら今後も対応を図っていきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

負担も含めて、ぜひ前向きな検討を求めたいと思います。

次に移ります。

27ページであります、教育費、体育施設費ということで、体育施設管理運営事業ということで、これはB&Gの体育館だろうと思いますが、これも約600万円近い減額ということで、工事請負費もこの補正の中では500万円ですか、減額措置をしているということでもあります。この内容については、私も議員になる前の事業ということで、詳細については承知していないところであります。この事業についての説明も協議会等で、資料も頂いたところでありますけれども、実際こういう事業体の説明、それから実際事業を施工してみた中で、こうした事業の取組というか施工方法というんですかね。それについてどのように考えておるのか。

また、この事業体によって、B&G以外もたしか施工やっていたいたやに伺っております。町内においてはどのような事業といたしますか、内容があったのか、それも併せてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、体育施設の関係の回答をさせていただきます。

B&Gの体育館の屋根修繕改修工事ということで、9月の議会の中で本契約の議案を出させていただいて、全体で5,335万円の契約ということで本契約を進めて、次の日から3月15日までの工期で契約を結んだんですけども、実際は12月26日に終了して、今ようやく支払いのところ、この工事屋さんが随分忙しくて、書類がなかなかそろえられなくて、今ちょうど支払いになってくる場所なんですけれども、一応、仕事の中では、当然業者ですからすぐちゃんと管理をしながら進めていただいたということでございます。本来、設計監理費の中

で設計士さんに、設計どおりにできているかどうかというのを見ていただくんですけども、今回の工事の内容が特殊工事でございます、以前からいる議員さんたちには、どういう工事ですよというご説明をしながら進めてきたところでございますけれども、単純に塗装するわけではなくて、塗装の前に下塗りをした段階で補修をかけてしまう、その補修の上に本塗りをしきれいに塗装をする。穴も全部埋まって、改めて雨漏りの修繕をしたわけではなくて、その塗装の補強の中で雨漏りが修繕できてしまったというような、特殊な塗装も含めた工事になっております。

これについては、施工業者の技術管理により設計監理を全てしていただいたので、設計費が必要なくなってしまったということで、設計費の減額と、契約の中で金額が落ちましたので、その分の契約差金ということで今回減額をさせていただいております。

また、議員からご指摘ありましたとおり、御宿小学校のうんていの補修の補正予算を頂いたんですけども、それももう1月の中で完了しております、また近くへ行かれるようであれば見ていただければ、もう新品同様に直っております。そういう同じような工法で直しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

私も工事の途中見させていただきました。それで、B&Gの体育館、非常に複雑な形ですよ。それで前々からなかなか雨漏りもあったのを伺っております。もう10何年前からたしかしておったと思うんですけども、それもなかなか場所が特定できない。修理しても、やっぱり止まらないという話もずっと伺っておりました。もう完全にカバーするということと、今説明もありましたけれども、本来であれば多分あれ分解して、それもマニフェストとして破棄をしなければいけないと。若干鉄骨も上がっているようでありますけれども、それは別の話といたしまして。

そうすると、例えばかなり大きなクレーンだとか大規模な工事車両、そうすると当然周りも、様々の利用できないですよ、もう閉鎖して。しかも、出来上がってからまだ内部は見せていただいていないんですけども、施工事例を見ますとそのままクリーンで、またあとどれだけもつかというのは、これは実際言われたとおり、ほとんど半永久的にもつかどうかというのは分かりませんが、ただ、10年、20年もたつて、これはすごい話だと思うんですね。

それから、今聞いてびっくりしました。3月15日まで、通常の工事であればかかるというこ

とを見込んでの予算計上だったわけですよ、当初は。それが今おっしゃられて、12月半ばぐらいですか、26日とおっしゃられましたか、ぐらいには大体基本的な工事は終わってしまったということで、ロスがない。工事上の安全性も確保される。それから、大きな重機であれば、音とかそういう問題も当然発生するわけですよ。ほとんど周りの施設、先ほどご指摘させていただいた野球場も含めて全部、基本的には運営をして、体育館だけだったですよ。

ということですので、やっぱりこうしたことも、議会ですか、よく分かりませんが、一緒に研修された中で、こういう業者と巡り会って、こういう事業、工事形態を御宿町は取ることができたということで、これは国交省ですか、この工事の公共施設として行う場合の認定というんですかね。それは多分、補助金だとかそういったことの算定の根拠になろうかと思えますけれども、そういう課題が若干残っているということもあろうかと思えますけれども、本町は先進事例として、こうしたものに取り組み、確かに成果が上がったというふうにするんです。

まだまだ様々な形で必要な事例というのが、老朽化しているのがたくさんあると思うんです。御宿小学校も、今後どうするかというのは、まだまだ昨日の一般質問の中では見えてこないわけでありまして、それもきちんと膝を交えて急ぎ協議をして、次の方向性を見いだす必要があるかと思うんですけれども、そうしたものも含めて、これからも必要な技術だというふうに私は理解するわけでありまして、これはどのように町として受け止めておられるでしょうか。町長のほうがよろしいでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 主にB&G体育館等の工事の対応等についてということでございます。そういうことでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） こうした施工事例ですよ、施工方法、工事、御宿町は初めてですよ。近隣でも千葉県内はそんなにまだ多くないんじゃないでしょうか。まだまだ未検証の部分があるかと思えますけれども、そういう事例について、町長は、議会がよく分かりませんが、視察されて導入されたわけじゃないですか。決断されて。その効果というものは、決断されたときと今と違うのか。予定を上回ったのか、下回ったのかということなんです。今後、こうした事業を御宿町でどう受け止めていくのか。一つの選択肢としてなり得るのか、なり得ないのか。そういったような趣旨の質問でありました。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。



○町長（石田義廣君） ありがとうございます。

具体的に申し上げますと、染めQという会社でございましたよね。これは、一番初めに千葉県の町村会で工場を視察したんですよ。もう一昨年になりますか。その後、私は計3回訪れていますけれども、そういう中で社長さんといろいろ話して、この会社の方針、指針はすばらしいなと思ったんですよ。広く言うとSDGsに関わってきますけれども、例えば同じ金額を出して解体したり新設したりすると、それだけの廃材が出ますよね。そうじゃなくて、やはり物を生かしながらこうして補修していくということは、すごい、この会社の方針哲学というか、すばらしいなと思いました。

そういう中で、市町村長みんな行きましたので、一宮さんと幾つかの町の意向がございましたけれども、まだはっきりとやったということ聞いていないんです。御宿町は初めてだったのかなと思っていますけれども、そういう中で施工していただいて、これなかなか、当然のことですけれども補助金なんか出ていけませんので、それだけある意味では比較的価格が安くできたわけですけれども、それで保証期間があると。金額は安いけれども、何か月もたたないうちに例えば雨漏りがしたらこれは困りますから、しっかりと保証していただいてやられたことは非常によかったなと。私自身は、ほかの市町村にもいいですよと、いい工法ですよということ进行宣传していきたい。また、御宿町においても、可能な範囲で今後のこういう活用ができればなど、そのように考えております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

やっぱりあるものを大切にする。それから今、新しく物を作るというよりも、やっぱり古いものに価値を与えて使っていく。今、町長おっしゃられたとおりで思うんですね。やはりこうした事業、こうした工法です。非常にこれからの今の時代が求めている、私たちがやらなければならない様々な課題。これを前に進めるためには、一つの大きな選択肢だと思うんですね。

ぜひ町も、こうした形であるものを生かしていく。またそこに新しい価値をつけていく。今町長おっしゃられたとおりで思うんですけれども、ぜひそういう立場を尊重していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げたとおりでございます。よろしくどうぞ。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

すみません。ちょっと話が戻ってしまうんですけども、先ほど石井議員の野球場の件におきまして教育長のほうから、ファウルボール対策を完璧にやるのはちょっと不可能ですというようにお話があったんですけども、これって全てにおいて、野球場に限らずですけども、一般的に取り得る安全対策ができていくかどうかということが問題であって、今現状でいうと、ゼロか100かでいえば、安全対策ゼロなんですよね、今の野球場が。ということで指摘をさせていただいているわけですので、全て100%を求めているわけではないということ、ちょっとご理解いただきたいなというふうに思います。

また、野球場の使用方法に関して、確かに練習等で使うのであれば、ある程度配慮した形のやり方ができると思うんですけども、実践というか試合形式のことをやると、当然ですけども、どこに打球が飛んでいくかということは予測するのは不可能なことになります。

皆さんあまりご存知ないかもしれないんですけども、中学生の硬式の大会なんかは、実際B&Gの野球場でやられていて、千葉テレビの中継を見て僕びっくりしたんですけども、御宿B&Gのあそこで、中学生の硬式の野球の大会をやっているのが中継されています。

なので、やっぱりそういうところも含めて、早めに対策をしないとイケないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたとおり、できるだけ早く対応していきたいと思えます。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

なので、対策ができるまでの間できることがあるんじゃないでしょうかという、例えば使用上の制限をかける。石井議員もおっしゃっていたように、この期間、プールの開設期間中は硬式のものを受け入れないであるとか、そういった対策が取れるのではないかとということでお願いしているんですけども、いかがですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのことにつきましては、先ほど石井議員さんに申し上げたとおり、野球場の活用については、いろいろな面で町の産業等、各関係者の皆さんが非常に活用度も高い状況にありますから、これまで経験の中で、幸いにも大きな事故はなかったと思っておりますけれども、今後も充分注意しながらやる。しかしながら、その期間については私は覚悟をも

ってしなくちゃいけない。そういう中で、この野球場を一旦お休みするとか、そういうことは現時点では考えておりません。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

今、覚悟というお話があったんですけども、それは、例えば打球がプールに来た小学生に当たって、その子が亡くなるとかということについても責任を取る覚悟があるという、そういうご答弁でよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一番の究極はそういうことでございます。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

承知しました。その覚悟でぜひとも進めていただければと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第17号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時53分）

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第12、議案第18号 令和6年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは説明いたします。

議案第18号 令和6年度御宿町水道事業会計予算（案）について説明いたします。

初めに、事業概要でございますが、予算書の1ページをご覧ください。

予算第2条として、業務の予定量を定めております。現在の傾向を踏まえ、現在使用量からの微増の給水戸数は3,918戸といたしました。観光需要が回復傾向にあるものの、世帯数、世帯人口の減などから、需要に当たる使用量が横ばいとなりつつある状況から、供給にあたる年間総給水量は95万3,000立方メートルといたしました。

南房総広域水道企業団からの予定受水量は、総給水量に対し約4割の86万8,880立方メートルとしました。

経営に関わる第3条、収益的収入及び支出の予算額は、収入に水道事業収益として3億6,144万2,000円、支出に水道事業費用として4億32万8,000円を計上しております。

施設等投資に関わる第4条、資本的収入及び支出の予算額は、収入に基本的収入として616万1,000円、支出に8,257万6,000円を計上しております。今年度、継続費と企業債の計上はありません。

第5条は、予定支出の各項の流用について、第6条は議会の議決を得なければ流用できない経費を、第7条は一般会計からの補助金を2,000万円とそれぞれ定めるものでございます。

第8条で、ストックする資産の購入に関わるたな卸資産購入額として、284万4,000円を計上しております。

それでは、予算（案）第3条から第4条について、詳細を説明いたします。

予算書の4、5ページをお開きください。事項別明細書をご覧ください。

第3条にあたる収益的収入及び支出から説明いたします。

初めに、収益的収入、1款水道事業収益についてですが、総額を前年度に比べ2,983万6,000円増の3億6,144万2,000円としております。

1 項営業収益、1 目給水収益は、給水戸数や個別の平均使用水量の実績等を踏まえ、2 億 4,274 万 1,000 円を計上しております。

2 目その他営業収益は、開栓手数料など各種手数料として 63 万 1,000 円です。

2 項営業外収益は、町一般会計からの基準外繰入、町補助金が基準額となる県補助金など、前年度から 2,564 万 5,000 円増の 1 億 1,807 万円としております。

次に、収益的支出について説明します。6 ページをお開きください。

1 款水道事業費用は総額 4 億 32 万 8,000 円とし、前年度と比べ 3,014 万 7,000 円の増となりました。

1 項営業費用のうち、浄水場の運転管理や広域水道受水費等に関わる 1 目原水及び浄水費は、1 億 7,315 万 6,000 円を計上しました。統合に向けた科目整理や、人件費上昇による浄水運転管理委託費の増額など、前年度に比べ 639 万円の増としております。

次に、2 目配水及び給水費は、各配水施設の運転管理や維持管理、配水管の修繕費等に係る経費として 6,499 万 6,000 円を計上しております。全額県補償となる駅前ロペス通り配水管布設替工事や科目移行などにより、前年度より 1,603 万 5,000 円増としております。

続いて 8、9 ページをご覧ください。

5 目総係費は 3,597 万 2,000 円を計上しております。内容は、納付書の印刷発送、料金システムや管路管理システムの保守料、検針業務の委託費などになります。事業統合に向けた機器類移設費用などにより、前年度より 78 万 3,000 円増としております。

6 目減価償却費は、前年度導入資産の償却開始により前年度に比べ 548 万 2,000 円増、1 億 1,864 万 8,000 円で、内訳は説明欄のとおりでございます。

7 目資産減耗費は、更新資産の償却概算として 50 万 1,000 円計上しました。

2 項営業外費用は、企業債の利息と消費税と地方消費税に係る支出として 675 万円計上いたしました。

3 項特別損失として、4 項予備費は前年度と同額を計上しております。

次に、第 4 条、資本的収入及び支出について説明いたします。

10、11 ページをお開きください。

初めに、上段、資本的収入についてですが、総額 616 万 1,000 円を計上し、前年度に比べ 1 億 7,618 万 1,000 円減となりました。減額の主な要因は、1 項企業債と 2 項補助金の純減によるものです。いずれも充当事業の終了によるものです。

4 項負担金、1 目加入負担金は、科目整理により名称を納付金から変更したものでございま

す。新規加入時に生じる加入負担金で、新規加入者の傾向から前年度220万円増の616万円としました。

2目開発負担金は、科目設定として計上しております。

下段の資本的支出は、合計で8,257万6,000円となりました。

1項建設費用費、1目原水費及び浄水施設費の2,014万3,000円は、浄水施設更新工事として、送水ポンプ更新費用、真空ポンプ更新費用、送水ポンプ場のフロート弁更新費用と、そのほか浄水施設更新費用と計上しております。

2目配水及び給水施設費2,667万5,000円は、鉛給水管の更新費用や経年劣化した制水弁の更新として1,292万5,000円と、配水場の緊急遮断弁更新など、施設更新費用として1,375万円を計上しております。

3目固定資産取得費は、前年度まで総係として科目の名称を改めたもので、新規加入者で貸し出す水道メーター出庫額などとして258万6,000円を計上しております。検満を迎えた水道メーターの取扱方針が6年度から変わり、収益的支出で出庫しなくなるため大きく増額しました。

2項企業債償還金3,317万2,000円は、過去に借り入れた企業債の令和6年度中の元金償還額でございます。

続いて、経理関係について説明いたします。18ページをお開きください。

本予算における経営見通しをキャッシュフローにまとめたもので、現金ベースの動きを整理したものでございます。

令和6年度予算については、1、業務活動によるキャッシュフローですが、消費税相当額などを控除した収益的収支の差額から、純損益は純損失として4,242万4,151円となり、減価償却費や長期前受戻入額などの、現金の移動を伴わない経費を整理した業務活動によるキャッシュフローの計、①はプラス2,278万4,222円となりました。中段の2、投資活動及び3、財務活動によるキャッシュフローは資本的収支に係るものです。

浄水場ポンプ更新工事など、固定資産取得による支出により投資活動によるキャッシュフローの計、②は3,954万6,383円のマイナスとなりました。企業債元金の償還により、財務活動によるキャッシュフローの計、③は3,317万1,749円のマイナスとなりました。

営業活動から財務活動を合わせたキャッシュフローの資金増減額、④は4,993万3,910円の減となり、資金の期末残高は4億769万9,746円を見込んでおります。キャッシュフローの各増減からは、建設費用に係る投資や実施した企業債残高も減少させてはいますが、今後、企業債償還額の増加が予定されたため、経営への影響が見込まれております。

19ページは、令和5年度水道事業会計における予定損益計算書になります。

令和5年度の純損失額は、下から3段目の5,319万2,633円となり、最下段の当年度未処分利益剰余金を1億6,562万21円と見込んでおります。水道使用料は、若干増加したものの横ばいを見込んでおり、その反面、老朽化した施設設備については点検改修、更新が必要とされ、水道事業会計は厳しい運営が続いております。

また、令和4年度から具体的な協議が始まった末端給水事業統合については、令和7年度の事業統合に向け事業を予定し、予算計上をしたところでございます。

将来にわたり安心して安全な水を安定して供給できるよう事業実施に努めるとともに、引き続き、末端給水事業及び用水統合の協議を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

水道事業当初予算提案ということですが、概要のほうで質問させていただきたいと思っております。

概要の1ページであります。先ほど提案説明の中にも触れられた内容だというふうに思いますが、財政経営の見通しという中で、観光需要の回復見込みなどからという提案説明をいただきました。全国的、全県的には様々な報道がなされております。本町は、これから新年度予算の説明、一般会計ですよね。説明をいただけるというふうに思っておりますけれども、そういう兆しというか、町を歩いていても見えないんですが、具体的に、例えば入り込み需要は何人増えるのか。一番分かりやすいのは宿泊ですよね、お風呂などもありますから。それはどの程度見込んでおられるのか。民宿のほうも大変厳しいという話を多くの方から伺っております。それから、飲食もそうですけれども、もう随分この間、飲食閉店、新しく生まれたところもないわけではありませんけれども、ずっと昭和の時代から頑張ってきた飲食店も、大分閉店されたという事例も伺っております。増える要素というのが見えてこないんですね、この御宿町においては。

じゃ、インバウンドに対して御宿町はどういう施策を取っているのか。例えば、国際交流でも御宿町は歴史のある深い町でありますよね。でありますけれども、外国の方々はそれほど町内にあまり見かけないといった中で、この回復見込みというのは本町のこの水道事業にどうい

う影響があるのか。影響があるというふうに述べたわけですから、それをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 水道のほうからお答えできるのは、まず昨年度、例えばの話なんですけれども、令和4年から5年度にかけてまず有収量、水道の使用料金が上がっている。この原因としましては、夏に観光客が来て、あるいは宿泊して、いろんな売店が出てということで、やはり水道水が多く使われているという原因が見込まれる。その中で観光が回復傾向にあると想定されております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

ですから、それが具体的にこれだけ上がったと。今、上がったとおっしゃいましたよね。今年はこれだけ、それがこれだけ水量が見込まれると。数字じゃありませんか。経営じゃないですか、企業体というのは、行政効果じゃないですよ、企業体は明確に数字ですよ。水量が夏期の分、この部分がこれだけ増えましたよと。でも、昨年度の夏は、御宿町はそんなことじゃなかったんじゃないですか。異臭がして大変な事態だったんじゃないですか。

それから、具体的には当然、本年は、御宿町のそういう観光を含めたものに対してどういう提案がなされていくのかと。それはどれほどの入り込みを、町民も含めて活動が上がっていくのかと。一体ですか、それとも別々なんですか。それは、実施体は違うと思いますよ。もうこれ同時提案ですよ、昨日か。町長提案されておりますから。その中で、水道はそういう計画に対してこれだけのものを見込むということで、こういう見通しを言葉として使ったんじゃないでしょうか。気分ですか、それとも。気分で経営されて私は困ると思いますよね。明確な数字を持って経営するのが、私は公営企業会計であるというふうに思っております。

これで長く議論するつもりはないんですけれども、事業体が別ですからね。ただ文言として入っているので、どうやって説明するんですかね、これ、よく分からないんですけれども、全く別々なんですか。一般会計と企業ですから別会計ですからね、もう関係ないということなんですか。すみませんが、分かるように説明していただけないでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは水道企業のほうから、ちょっとその傾向についてご説明させていただきます。



まず数字的なものは、水道会計で使われている有収水量ですね。まず、令和3年から4年にかけては1,000立米が増えている。4年から5年にかけては約2,000ちょっとが増えている。うちのほうの6年の見込みについては……、申し訳ございません、3年、4年が約1万立米でございます。次が約2万立米ですね。次が5、6年に対して、新年度計算的には約3,000行くか行かないかの水量になります。その分が毎年上がってきているということは、やはりそれだけ水を使われているということですので、その傾向でうちのほうも予算を組んでいるということでございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

2ページに、給水量及び給水収益ということで、予算概要の②ですね。令和2年度給水水量から令和5年度は見込みですね。それから令和6年度が予定ということで、本予算ということですよ。これを見ていただくということなんじゃないですか、あなたが説明したのは。

何を提案しているか分からなくなっちゃうんですよ。何を説明されているかということになっちゃうんですね。そのために提案しているわけですね、予算議決もらうために、と思います。ここが本論じゃないんですけれども、大事なことなんだと思うんですよ。

それで、分かりました。分かりましたというか、実態というのがどうなのかというのが、見えたようで見えていないんですね。量としては上げたということなんですけれども。

ただ、これ上げて、やっぱり水道の使用料というのが、明確に経済行為だというふうに理解をしておりますので、これが幾つになるかといって、いわゆるこちら側の事業、一般会計だとか観光だとか含めたそういうものの、要するに経済の活性化で町民の動きですよ、生活の動き。それがどれほど活性化しているのかしていないのかという、私は大きな判断材料の一つになるというふうに前々から思っているんです。

ですから、この指標を見て、その年の私たちのこの予算の執行、事業の執行、町民の暮らしぶりというのが私は判断できるという立場から質問をしたつもりなんです。

次に移ります。

その1ページの下に、不調を来している浄水場のポンプ等の更新と、不調を来しているということそのまますべて黙認して新年度まで来ているということなんでしょうか。水道会計って単年度会計じゃありませんよね。違いますよね。長期にわたった経営ですよ。一般会計だったら分かるんですよ、予算がありませんから。長期に不調を来しているのを黙認してよろしいんで

すか。そういう説明ですよ、これ。水道会計として私はなじまないことだと思うんですね。違うんですか、私の解釈は。もう一回賜りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 不調を来しているというのは、これについては浄水場のほうのポンプでございます。それについては、3基ある中の1基がちょっと不調を来している。2基あれば動きますので、もう1基については新年度で改修するというような形を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

私、会計法の質問しているんです。一般会計と違いますよね。それは確かに予算の平均化といいましょうか、そういう考えは当然あると思いますよ。

例えば3つあって1つが不調だと、2基動いているから大丈夫だと。2基同時に駄目になったらどうするんですか。そんなことは絶対起きないんですか。違うと思いますね。やはりきちんと3台必ず、予備でしょう。支障を来すんじゃないやありませんか。そのために水道会計という独立した会計、また会計運用が認められているんじゃないやありませんか。私の考えは違いますか。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 先ほどの2基につきましては、順次新しいものを改修して使っております。順番的に、3基目をこの新年度で改修するというような計画でやっております。やはりお金がかかるものですから、3基を全部というのはなかなかできないものですから、計画を立てて順を追ってということでやらせていただいております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

お金の平準化というのは分かるんですよ。私の考え方は、水道法に当てはまるのか当てはまらないかという質問という質問だったんです。いいです。分かりました。

次に移ります。

2ページであります。給水及び給水収益の中で、②の一番右に有収率というふうに書かれていますね。令和2年度79.1ポイントで、令和6年度予定で90.0ポイントでありますけれども、この有収率というのはどういうものなのか。

あわせて、例えばこちら、夷隅地域水道事業統合・広域化計画基本方針ということで、令和5年3月時点のものですけれども、こちらは有収水量というよりも有効水量、有効水での比較がなされているわけですね。この言葉の意味合いですね。これどういうものなのか。

ちなみにこの有収率なんですけれども、本町はかつて異様に低いと。要するに漏水がかなりあるという中で、これを上げようということで様々な手段を取っていただいた経過があるんですね。この有収率は、これまで最高値というのはどの程度まで来たのか。それから、近年それはどのようになっているのか。これ見ると大体90%前後なのかなということなんですけれども、この率についてどのように、90%という数値ですね。これをどのように受け止めているのかについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） まず、有効有収率につきましては、有効の水のうち水道料金の支払い対象になる水のことの割合ですね、率を出したものでございます。これについて、うちのほうの有収率については約90%とあるんですけれども、100にならないのは、やはり使われていない、水の料金の対象にならない水を指しているわけでありまして、これが100に近ければ近いほど、水道料金に反映する水の使われ方をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 申し訳ありません。有効水量でございますね。

有効水量につきましては、使用上有効と見られる水量の給水量からの、要は汚水等の水を差し引いたものが有効水量でございます。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 申し訳ございません。もう一つ、昔からのちょっとただいま資料がありませんので、資料を集めて報告させていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

有効水量と有収水量は同じことだと思いますけれども、あと率ですね。文言の意味はそのとおりだと思うんですよ。それがどういうことなのかと。御宿町は有収率ということで、この指標として使っているわけですね。こちらは有収率も確かに載っているんですけれども、全体的には有効水量で各団体の表示をしているということなんですけれども、有収水量、有効水量と

いうものの実態の説明がよく分からないんですね、聞いただけでは。それと、今年は90ということで予定しているわけでありませうけれども、90%をどう受け止めるかという質問したと思うんですね。2つですね。

数字は今手元にないというので、それは分かりました。ですから、これをさらに上げられるのか上げられないのか、この辺が限界なのかということです、簡単な話はね。

これそのものが、今おっしゃったとおりに、有収水量というのは有効水量のうち水道料金の支払い対象となる水量のことと、ですから、きちんと各メーターに出てきたものですよね。その間、要するに、浄水場から例えば個人の家庭までの間の中で、例えば100トンなら100トンの、最終的な水道メーターの積算が100トンになるかどうかと。なっていないければ、その部分が実質無駄になっていると。

だから、例えば漏水を抑えるだとかいうことで、赤水対策だとかいろいろ多分やられているんだろうと思うんですが、そういうことなのかなということなんですよ。これは単に赤水対策だけなんですか。やっぱり漏水等も同時に試験するということでも過去やっていたけれども、そういう観点というのはあるんですか、ないんですか。そういうことを総体的にやって、赤水対策もあるんですけども、その中で漏水もやっぱり発見していくと、事前に。あれは多分圧力をかけてやるというふうに理解しておりますので。

そういうことの積み重ねの中で、この有収率というのはこの間、随分ここまでもってきたんだというふうに理解しています。そういう歴史が御宿町にあったと思うんですね。そうしたものを、さらに今の管理者としてきちんと把握をしながらやっていくのか、やっていかないのか。これが、この次に今度広域水道と統合ですよ。そうした中でこの形態というのはいちよとよく分かりませうけれども、そういう努力というのはい次に生かされてくるんじゃないかなと思うんですね。

また、今回の統合についても、そうしたことも、先ほど言った数値の中で当然調整されるだろうなと思っています、ということに大きく影響してくるんじゃないかなと思うんですね。本当はそっちのほうをもっと細かく説明を受けたいんですけども、ちょっと本旨と違いますからそこまで触れませうけれども、この水道事業を運営していくという中でどうやったら、会計ほとんどないわけですから、やっぱり具体的な運用の中で有収率を上げていくというのは非常に分かりやすい話だと思うんですね。というのが私のこの水道事業に対する考え方なんですけれども、担当はどのように考えておられるかというのが私の聞いたかったことなんです。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） 石井議員の言われたとおりでございます。今まで主に漏水が原因でやっぱり有収量が下がってきているというのが現状でした。それを課一団となってパトロール、あるいは区の役員さんから情報を得た中ですぐなるべく対応しております。その中でこの有収率が上がっているという認識でいますので、今後も皆様の協力を仰ぎながら、もっと上げていきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

それでは、概要のほうの5ページであります。夷隅地域水道事業統合協議会負担金ということで、907万何がしの予算が計上されております。これが実行できるのかどうかというのが今ちょっと問われていると思うんですね。先般、議員協議会の席で、スケジュール等について説明が予定されておりましたけれども、ある1団体が不調と申しましょうか、あった中で、説明はできないということで、説明の取下げが行われました。

それで、この令和5年3月につくられた基本方針によりますと、令和5年10月には夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画が策定をされると。10月までに策定されると。それで、6年2月には夷隅地域水道事業統合・広域化基本協定が締結をされると。多分、この2番目の協定がされなかったということなのかなというふうに理解をしております。

そのときも若干状況について説明がありました。あれから随分たちます。具体的にこれはどうなったのかと。その前に、これを見ると5年10月に基本計画が策定を終え、これ多分プロポーザルか何かで、入札か何かで行って、10月までには完成させるということで進んできたと思うんですね。これは特に協定とは多分関係ないと思いますので、これをベースに多分協定書というのは調印されるというふうに考えるわけですね。

これが執行できないとこの予算の意味がなくなる。執行できる状況がなくなるというふうに思うんですね。そういう観点で聞くわけでありましてけれども、この計画というのは策定を終えたのかどうか。まだウェブ上では公開されていないような、昨日の夜調べてみたんですけども、ちょっと見当たりませんでした。私の探し方が悪かったのかも分かりません。

それで、繰り返しますけれども、今年の2月にこの協定が締結されなかったということなんでしょうか。これに対する見通しと、具体的に何の課題が残っているか、残っていないのかということについて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、夷隅地域水道事業統合・広域化基本計画素案についての今後についてご説明いたします。

まず、2月21日に議会協議会にて、この基本計画の素案の説明を行う予定でしたが、大多喜町が基本計画に対する不承認をしたことで、基本計画素案の改修をしたところでございます。その後について、統合協議会より2月29日に大多喜町による文書で返答をしているところでございます。内容につきましては、基本計画素案については、令和5年11月21日に2市2町首長の統合協議会において協議、議決されたものなので、変更の受入れはできない旨を回答しております。また、議決の破棄を要望されるのであれば、議決と同様、統合協議会にて採択が必要とされますので、大多喜町にそのご発議をしてくださいという文面を出しております。その後については、まだ大多喜町より回答がないと、そこまで伺っております。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

町長、どうなっているんですか、この事業は。多分一番最初の、もうかなり前ですけども、そのときの協定から、第1回目から基本的にはかなり細かい内容で、基本項目で合意をされて、ひとつひとつ進んできたというふうに理解しております。

障害だとかよく分からないんですけども、町長としてはどういう課題があるというふうに思われているのでしょうか。それから、そこも含めて分からないのかも分かりませんが、もうちょっと丁寧な、事務方と町長とちょっと理事者と違うと思いますので、町長はどのように今の進捗状況について受け止めておられるのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 話の内容につきましては、今建設水道課長が申し上げたとおりなんですけど、昨年の11月だったと思いますけれども、統合協議会においてこの計画が承認されまして、協議会の中で決まったということについて、今年に入りましてその計画を最終的に承認、不承認かということになって、大多喜町さんが、一部地域の工事の内容について、なかなか承認できないという返事が来たわけですね。

そういうことについて、一度決まったものだからやはり、もしそういうお考えをそのまま通すのであれば、もう一度新たに統合協議会においてこれから意見発議してもらって、それを協議会で認めるかどうかという、これからの状況です。だから、認めないということであれば、大多喜町さんは協議会の中の、認めないということは、今までの計画を承認するということに

なるんですが、そういうことであれば、それを大多喜町さんが承諾するかどうかということになるかなと思いますね。ですから、それを果たして承諾しない場合はどうなるかということにもなるんですけども、その辺は今後のことだと思います。

ただ、基本的には、私は大多喜町の平林町長さんから直接お電話いただいたときは、統合には賛成なんだと。しかし一部地域においてちょっと、簡単に言えば改善できないかと、これまで決まった内容についてですね。具体的には勝浦さんと、勝浦の佐野浄水場と、あれから少し297を行ったところに大多喜町との境があるんですけども、その周りの計画がちょっと、大多喜町さんの区域の中で、もう8年ぐらい前にかなりの相当額の予算を投入してあるんですけども、情報として聞いたところによると、やはり事業費を、そこの計画が約6億円上がっているんですよ、勝浦と大多喜町の浄水計画がですね。配管の布設とか水道管の布設とか6億円で、大体勝浦と大多喜さんが半々ぐらいの負担になっているような概要の計画なんですけれども、その点について、8年ぐらい前ですか、かなりの工事費を投入して、その地域を大多喜町さんは自分の地域を改善しているから、ここは何とかならないかというようなご意見というか、大多喜町さんからそういうことが出たんですね。

それについては、それを認めるかどうかというのはやっぱり、ちゃんとした協議会でもう一旦決まっているから、新たにしっかりとそういう協議会へ出してもらって決めましょうと。全体で、もう計画が進むというか、その事務にのっとなって進んでいますから、それはちょっと無理でしょうということになると、それで、しっかりと大多喜さんがご承知されるかということだと思いますよね。

ただ、結論的には、大多喜町さんは統合協議会のメンバーからは外れないと、統合は賛成で進めたいんだという基本的な認識はいただいています。そういう状況なんです。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第18号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第13、議案第19号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第19号 令和6年度御宿町国民健康保険特別会計予算案についてご説明いたします。

予算書をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,455万3,000円と定めるものでございます。前年度比で9,089万3,000円、8.2%の減額です。

第2条は、一時借入金の最高額を6,000万円と定めるもの、第3条は、予算の流用について定めるものです。

それでは、予算書の歳入歳出事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

予算書の6ページ、歳入予算でございます。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は、一般被保険者分、退職被保険者分を合わせ対前年度比1.8%減の1億7,101万7,000円を計上しました。

保険税の現年度課税分と滞納繰越分の明細は説明欄のとおりです。

国民健康保険税は、県に納付する国民健康保険事業費納付金の財源として、被保険者に負担していただく目的税です。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けられており、所得割、均等割、平等割の3方式により算定しています。

2款使用料及び手数料5万円は、保険税督促手数料です。

3款県支出金は、対前年度比9.9%減の7億4,064万9,000円を計上しました。

県支出金のうち1節普通交付金は、歳出の保険給付費のうち療養給付費、高額療養費、高額介護合算療養費に充当されるものです。

また、2節特別交付金は、医療費の適正化や財政安定化への取組に対する交付金や特定健診



等の県負担金等で、前年度比6.4%増の1,918万1,000円を計上しています。

4款繰入金は、1項他会計繰入金と2項基金繰入金を合わせ、8,209万円を計上しています。前年度と比べ3.4%の減です。

1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、前年度比4.5%減の6,209万円を計上しています。主な要因は、保険基盤安定繰入金の減額によるものです。

8ページでございます。

2項基金繰入金は、税負担の抑制等に資するため、2,000万円を財政調整基金から繰り入れるものです。

5款繰越金の1,989万1,000円は、前年度からの繰越金です。

6款諸収入は、1項延滞金加算金及び過料の見込額の5万円と、2項雑入の一般被保険者第三者納付金や、特定健康診査料などの見込額80万6,000円を計上しています。

10ページ、歳出予算でございます。

1款総務費は、1項総務管理費から3項運営協議会費の合計で、1,624万7,000円を計上しました。前年度と比較して1.1%、17万4,000円の増です。

1項総務管理費1,529万4,000円は、職員人件費や国保事務費に係る経費を計上しています。前年度と比較して25万8,000円の増額は、産前・産後期間の保険税軽減対応に伴う国保報告用の電算システム改修委託の増額によるものです。

2項徴収費は88万3,000円、前年度と比較して8万4,000円の減で、郵便料等の事務費が減少したことによるものです。

3項運営協議会費は、運営協議会委員の報酬を計上しています。

10ページ下段からの2款保険給付費は、1項療養諸費、12ページの2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費、14ページの6項傷病手当金でございます。

2款保険給付費合計では7億2,347万円、対前年度比10.3%の減となりました。減額の主な要因は療養諸費の減額によるものです。

14ページ、中段の3款国民健康保険事業費納付金は、県において県全体の医療費、後期高齢者支援金及び介護納付金の見込みを基にして、各市町村の医療費や所得水準また被保険者数などに応じて納付金額を示すもので、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の合計で2億5,306万7,000円、前年度と比較して1.2%の減となりました。

令和6年度の県全体の1人当たりの医療費は増加傾向ではありますが、被保険者の減少により医療費の総額は減少するものと推計し、市町村からの納付金額が減額となりました。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金の1,000円は、退職者医療費制度の経過措置に関する事務が生じた場合を考慮した科目設定です。

5 款保健事業費は、下段の1 項保健事業費と16ページ上段にかかる2 項特定健康診査等事業費の合計で2,003万7,000円、前年度と比べ19.1%の減となりました。

1 項保健事業費は短期人間ドックの助成金です。昨年と同額となっております。

2 項特定健康診査等事業費は、前年度と比べ471万5,000円減額の1,563万7,000円を計上しています。減額の主な要因は、データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画策定業務を終えることにより、委託料が減額となるものです。

6 款基金積立金は、科目設定の1,000円です。

7 款諸支出金は、過年度の保険税還付金及び還付加算金として73万円を計上しました。

8 款予備費は100万円です。

説明は以上でございます。

なお、本予算につきましては、2月14日開催の第4回国保運営協議会にてご承認をいただいておりますことを報告させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8 番、石井芳清君。

○8 番（石井芳清君） 8 番、石井です。

国保会計であります、これも概要で質問させていただきたいと思います。

2 ページ、歳入、国民健康保険税ということで、一般被保険者国民健康保険税ということで現年課税分、滞納繰越分ということで予算額が載っておりますが、この収納率ですね。収納率は幾つぐらいだというふうに計算されておるのか。参考までに、令和4年ですね、決算は。令和4年ベースだと収納率は幾らほどだったのか、併せて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 国民健康保険税の収納率でございますが、まず、当初予算につきましては、税としては一本で入ってくるんですけども、予算上、医療分、高齢者支援分、介護納付金分というふうに分かれておりますので、一応それぞれ案分という形で計上しておりますが、一番中心となる医療費分でございますと、94.61%で見込んでございます。

令和4年度分の実際の最終的な収納率でございますが、同じく医療分で96.33%が実際の決

算の収納率でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

予算で一昨年よりも1.5ポイントぐらいですか。1ポイント強マイナスにした、見込んだという、これはどうしたことで、その背景と申しましょうか、それについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） 年度年度におきまして、やはりちょっと国保税以外の様々な徴税ございますので、毎年ちょっとずつ差異がございますので、前年度の数値のみを見て判断するのではなくて、過去5年間のいろんな経緯や流れの状況を見まして、予算の時点では収納率を出させていただいております。

過去5年間の収納率におきまして、令和4年度が一番すごくよかった収納率でございます、その前になりますと93だったり95だったりということで、ばらつきがございますので、一応ほかの税目とのバランスも見ながら、ある意味平均といえますか、そうした形で少し落とさせていただいております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

了解いたしました。大変よかったということなんですけれども、たしか全県的には、ちょっと別会計なんでしょうけれども、後期高齢者でもやっぱり収納率とか出てくるんですけれども、逆に悪かった事例が多いんですね。ですから、ちょっと御宿は特徴的であるのかなとちょっと今ふと思ったところでございます。それはやっぱりコロナだとか経済状況、要するにコロナと物価高の経済状況などが大きく関連しているんじゃないかというふうな答弁を、当時いただいたところでございます。

次に9ページであります、医療費等の推移という中で、ここに30年、元年、2年、3年、4年という形で1人当たりの医療費があるわけでありましてけれども、これが30万8,000円から、3年、4年は33万8,000円、34万3,000円というふうになっているわけでありましてけれども、この要因ですね。これはどのように分析されておられるのか伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） こちらは全体が下がっているんですが、1人当たり上がっているということでございますが、これにつきましては、がんの末期の方等は割と高額なお薬を使うことがありまして、そのような理由と、もう一つ、近隣の総合病院等に行かれますと割と

高度な治療を受けることがありますので、その点で、地域的なものも含まれているかと思いません。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

ちょっと分かったような、分からないような説明だったと思いますけれども、まあ分かりました。

次に移ります。

11ページであります。8、国民健康保険税率等の推移ということでもありますけれども、これも30年から元年、5年という形で医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分という形で税の推移が表示としてまとめられているわけでもありますけれども、一般家庭で、400万円程度で、30代で子ども2人だと、4人世帯とかよく言われておりますけれども、そういう標準世帯で本町ではどの程度の年間負担になるのかと。基本的にはこの間ほとんど同じような税率でありますので、逆に言えば負担は通年にわたってほとんど変わらないということだろうと思えますけれども、どの程度の負担なのかと。

それからもう一点は、この中で均等割というものがあるわけでもありますけれども、この均等割というのはどういう制度なのかと。例えば、赤ちゃんがぱっと生まれたら当然1とか数えるのか、数えないのかということなのかという感じがいたすわけでもありますけれども、標準的な家庭としてどの程度の負担、国保家庭の負担があるのかということと、この均等割の制度はどのようなものなのかについて承りたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（金井亜紀子君） それでは初めに、いわゆる標準的な家庭における御宿町においての国民健康保険税ということでございますが、今、石井議員さんお話ありましたとおり、給与収入で例えば世帯収入が400万円。ご夫婦と子どもさん2人という4人家族全てが被保険者であった場合、かつ、先ほどの石井さん、30代というお話だったんですが、今介護納付金のほうは40代ということになりますので、平均的ということで4代のご夫婦であった場合で算定した場合でございますが、総額でいきますと、37万4,200円が1年間の国民健康保険税でございます。

お子さんにつきましては介護保険料がありませんので、今表にあります介護納付金についての部分は、お子さんには計算されておられません。2年前だったかと思いますが、未就学児、小学校入学前のお子さんに関しましては、この医療分と後期分の均等割が5割軽減の対象になる

ということで制度ができておりますので、お二人のお子さんのうち1人が未就学児であった場合は、先ほど申し上げました数字から1万3,000円を引いた36万1,200円が年税額になるという計算でございます。

この均等割につきましては、被保険者一人一人にかかる税金でございますので、生まれたときに国保に加入をしたということであれば、その時点で1人分がかかってくるということになります。未就学児ですので、現在医療分が1万7,000円で、後期高齢が9,000円しておりますが、それがそれぞれ半分ずつになりますので、お一人生まれたら1万3,000円が国保税で加算されるということでございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

先ほど、出産育児祝金で、大体今1年当たり10人ぐらいお子さん生まれるということであり、ます。やっぱり本当にうれしいことだろうなと思うんですけども、町長。これお一人生まれると1万7,000円ずつ加算されるということですよ。この国民健康保険税、均等割。そうすると、出産祝金とか、国がこの部分について就学時前ということで軽減措置、数年前から手当をしたという今報告がありましたけれども、いずれにしろ赤ちゃんが生まれると、2人目、3人目、4人目、5人目と増えていくということだと思っておりますけれども、今、報告を求めると約400万円ですから、約1割が保険税に消えていくと。今これ2人で計算していただきましたので、それが3人、4人となれば400万円からどんどんその分、ほかに様々な手当がないわけではありませんけれども、国保税というのはそういう仕組みのようです。ほかの、例えば協会けんぽ等には、そうした均等割という概念はないように伺っております。国保独自の制度だというふうに思うんです。

これやはり、今言ったように少子化対策、子育てと、私はどうも相反するんじゃないかな。こうしたものも、やっぱりひとつひとつブレーキになってくるというふうに考えるわけであり、ますけれども、これは今後どうするかという大きな課題が私はあるというふうに思うんですね。それについて町長はどういうふうに思われているか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、一つの事例で、40代のご夫婦で収入が400万円というようなことでございますが、現実として、このように実施しているということでございますが、詳しくは私は調査はしておりませんが、各市町村もそんなに大きな差はないんじゃないかと。御宿町が高いのか低いのか、多いのか少ないのか、ちょっと調査しておりませんが、いず

れにしても大変だなど、厳しいなと思いますけれども、一方、財政的な面もございますので、ご意見の趣旨は充分酌みながら考えていきたいなと思います。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第19号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第14、議案第20号 令和6年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第20号 令和6年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算（案）についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から県内の市町村で設立した千葉県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営しています。保険料率は千葉県内均一であり、2年ごとに見直しが行われております。

予算概要の3ページをご覧ください。

令和6年度は保険料率の改正の年となります。保険料率については、均等割額が現行の4万3,400円から400円増の4万3,800円、所得割額は8.39%から0.72ポイント増の9.11となること示されております。また、賦課限度額につきましては、66万円から7万円増の73万円となり

ます。

保険料の軽減につきましては、経済動向等を踏まえ、5割軽減と2割軽減の判定所得基準の引上げが行われます。

予算書をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億182万4,000円と定めるものです。前年度と比較すると1,335万3,000円の増となりました。増額の要因は、保険料の増加を見込んだことによるものです。

歳入についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料は1億6,313万円を計上し、前年度比較1,184万3,000円の増です。被保険者の増加によるものです。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目保険料督促手数料は1万円を計上し、前年度比1,000円の増です。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は、後期高齢者医療に係る事務費50万4,000円を一般会計から繰り入れるものです。

2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分を公費で補填するもので、前年度比157万5,000円増の3,763万2,000円を計上しました。

4款繰越金、1項繰越金、1目前年度繰越金1,000円は科目設定です。

5款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金1,000円は科目設定です。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金50万円は前年度と同額です。

2目還付加算金は、前年度比5,000円減の5,000円を計上いたしました。

3項雑入、1目雑入1,000円は科目設定です。

続きまして歳出でございます。

8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は20万1,000円を計上いたしました。後期高齢者医療保険に係る事務用消耗品や郵便料などです。

2項徴収費、1目徴収費は34万3,000円で、前年度比7万4,000円の減です。徴収事務に係る経費を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金は2億76万4,000円で、前年度比1,341万8,000円の増です。県内各市町村

の会計状況に基づき、後期高齢者医療広域連合が決定いたします。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金の50万円は前年度と同額です。

2目還付加算金は、前年度比5,000円減の5,000円を計上いたしました。

2項諸支出金、1目一般会計繰出金1万1,000円は、前年度分の事務費等について一般会計に繰り出し精算をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第20号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（滝口一浩君） 挙手多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第15、議案第21号 令和6年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第21号 令和6年度御宿町介護保険特別会計予算（案）についてご説明いたします。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画の初年度となります。予算編成は、高齢者人口やサービス利用の実績を国の推計システムで試算し、町の状況を勘案し見込みました。町の介護保



険に関する令和5年12月末の数値は、65歳以上の人口が3,644人、高齢化率は52.1%となっています。認定率は12.9%、認定を受けた方のうち実際にサービスを利用している方は73.3%です。

予算書1ページをご覧ください。

第1条ですが、予算の総額を9億9,617万4,000円と定めるものでございます。前年度の当初予算と比べまして8,862万4,000円、8.2%の減となりました。

次に、2条及び3条でございますが、一時借入金の限度額並びに予算の流用について定めるものでございます。

続いて、事項別明細によりご説明いたします。

予算書の6ページ、歳入予算でございます。

1款介護保険料の1億9,289万1,000円は、前年度比2,355万円の減でございます。令和6年度から、介護保険法施行令の改正による所得段階の多段階化や、第9期介護保険事業計画による基準額の減少に伴い算出しております。

また、第1段階から第3段階までの低所得者に対しては、引き続き公費による減額措置がございます。

2款使用料及び手数料は、前年度と同額の1万2,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金の1億5,944万7,000円は、前年度比1,706万1,000円の減で、保険給付費に対する法定負担分です。保険給付費の減少に伴い減となったものです。

2項国庫補助金は、1目の財政調整交付金から6目の保険者努力支援交付金まで合計7,764万6,000円を計上し、前年度と比べ384万5,000円の増でございます。

1目財政調整交付金の6,307万5,000円は、前年度比272万円の増となります。国の推計システムにおける交付見込み率が上昇したためです。

2目、3目の地域支援事業交付金の1,014万2,000円は、前年度比82万3,000円の増でございます。要支援の方に対する訪問通所サービスに係る事業や介護予防事業、包括支援センターの事業として、総合相談支援、権利擁護、家族介護支援のための家族介護用品給付券支給などに対する国の法定分を計上しております。

4目、6目は、地域支援事業における評価指標に基づく交付金であり、442万9,000円で前年度比30万2,000円増となります。

4款支払基金交付金は、2号被保険者の40歳から64歳までの方の保険料分で、保険給付費や介護予防・日常生活支援総合事業に対し、27%の割合で社会保険診療報酬支払基金から交付さ

れるものです。

1 項支払基金交付金、1 目介護給付費等交付金の 2 億 5,494 万 6,000 円は、前年度と比較し 2,414 万 1,000 円の減、保険給付費に対する法定負担分で、保険給付費の減少によるものです。

2 目地域支援事業支援交付金の 331 万 5,000 円は、前年度比 18 万 2,000 円の増で、介護予防・日常生活支援総合事業費の増加に伴うものです。

5 款県支出金、1 項県負担金の 1 億 4,743 万 2,000 円は、前年度比 1,199 万 8,000 円の減でございます。保険給付費に対する法定負担分で、保険給付費の減少によるものです。

2 項県補助金は、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）及び 8 ページ、2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業等）の合計で、496 万 7,000 円を計上しました。前年度比 30 万 8,000 円の増です。総合事業や包括的支援事業に対する県の交付金で、事業に伴い増となったものです。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費等繰入金から、5 目その他一般会計繰入金までの 1 億 5,506 万 1,000 円は、前年度比 1,626 万 5,000 円の減でございます。

1 目介護給付費等繰入金は保険給付費の減額により減少し、また、2 目、3 目の地域支援事業費に係る繰入金については、事業予算の増額により増額しております。

4 目、低所得者保険料軽減繰入金の 1,071 万円は、低所得者の保険料に充てるための公費負担分で、前年度比 433 万 7,000 円の減です。今般の介護保険法施行令の改正による公費負担割合の減少により減額となります。

5 目その他一般会計繰入金は 2,135 万 4,000 円で、前年度比 105 万 7,000 円の減、人件費等の減額によるものです。

7 款繰越金、1 項繰越金は前年度からの繰越金です。

8 款諸収入、1 項雑入は、1 目第三者納付金、2 目雑入は科目設定、2 項受託事業収入は、認定調査等を受託した場合の事業収入として 8,000 円を計上いたしました。

3 項延滞金加算金及び過料は科目設定でございます。

以上、歳入合計 9 億 9,617 万 4,000 円でございます。

続きまして 10 ページ、歳出予算でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費の 1,161 万 1,000 円は、前年度比 137 万 3,000 円の減となります。主に人件費の減少によるものです。

2 項徴収費 33 万 7,000 円は、前年度比 11 万 8,000 円の減で、印刷製本費及び手数料の減額によるものです。

10ページから12ページの3項介護認定審査会費、1目認定調査等費及び2目介護認定審査会共同設置負担金は934万8,000円を計上し、前年度比46万9,000円の増。会計年度任用職員に係る人件費の増額によるものです。

4項運営協議会費は7万円を計上し、前年度比3万5,000円の減です。介護保険第9期計画策定終了に伴い会議数が減少するためです。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、1目の介護サービス等諸費及び2目の介護予防サービス等諸費を合わせまして8億7,930万4,000円を計上し、前年度比9,177万1,000円の減です。予算計上にあたっては、第9期介護保険事業計画に基づき、サービス利用状況、サービスの利用回数や高齢者人口の伸び等を勘案し、保険給付費を見込みました。居宅系サービスは前年度より1億1,339万7,000円減、施設サービス費は前年度より2,162万6,000円の増です。

2項その他諸費の65万円は前年度比5万円の増です。千葉県国民健康保険団体連合会に委託する介護給付の審査手数料です。

3項高額介護サービス等費は2,437万8,000円を計上し、前年度比130万4,000円の増となります。介護サービスの自己負担額が一定額を超過した分について支給をするものです。

4項高額医療合算介護サービス等費の277万7,000円は、前年度比8万8,000円の減です。医療保険と介護保険の自己負担が一定額を超過した分について支給をするものです。

5項特定入所者介護サービス費等費の3,713万7,000円は、前年度比109万3,000円の増でございます。食費や居住費の限度額を超過した分について給付をするもので、該当者の減少を見込み減額するものです。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は385万4,000円を計上し、前年度比8万4,000円の減額です。介護予防事業の充実に努めたことで、当初の見込みよりも利用者数が抑えられていることにより減額となりました。

2項一般介護予防事業費は842万4,000円を計上し、前年度比76万5,000円の増でございます。介護予防に係る職員人件費のほか、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防などにより要介護状態となることを予防し、現状の生活維持を目的とする事業です。

16ページ、3項包括的支援事業・任意事業費ですが、1,783万7,000円を計上し、前年度比111万5,000円の増でございます。

包括的支援事業・任意事業費は、包括支援センターが行う事業に関する経費を計上しています。包括支援センター職員2名分の人件費をはじめ、総合相談支援事業、権利擁護事業、介護給付費適正化事業、家族介護支援のための家族介護用品給付券支給事業や、家族介護慰労金支

給事業、成年後見制度の利用支援事業に係る経費のほか、生活支援の担い手となる人材育成のための介護に関する入門的研修等に関する経費を計上しています。

18ページ、4項その他諸費は科目変更により皆減となります。

4款諸支出金は34万7,000円を計上しております。

1項償還金及び還付加算金は、1目第1号被保険者保険料還付金が30万円、2目第1号被保険者還付加算金を1,000円、償還金4万6,000円を計上しました。

5款予備費、1項予備費は前年度と同額の10万円です。

以上、歳入歳出それぞれ9億9,617万4,000円とするものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 介護保険特別会計当初予算ということですが、概要のほうで、これも質問させていただきます。

1点になりますが、10ページ、資料6、サービス受給者数の状況ということで、居宅介護・介護予防サービス、施設介護サービス、それから要介護等認定者数、利用者で、利用率ということで、平成29年度から令和5年度まで表が記載されております。

これ各状況、居宅介護であれば61.2ポイントから45.1ポイント、施設介護であれば22.1ポイントから28.2ポイント、一番右端の利用率でいえば83.3から73.3ポイントですね。これは令和5年までの8期ということですので、令和6年度本提案ではこれがどの程度に見込まれているのかと。

特に、それぞれあるんですけども、一番右端の利用率が令和4年度、令和5年度と、8ポイントから70ポイントに、約10ポイント程度下がってきているんですね。これはどう見るのか。これは先ほど提案説明の中で、コロナ禍が一定落ち着いた中で、これからサービス量が見込まれるのではないかというような、たしか提案説明をいただいたというふうに思うんですね。ということなのかどうか、ここの表の見方。これは令和5年なんですけれども、令和6年度本予算の提案の中では、それはどのように見込まれておるのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 傾向といたしましては、利用率トータルでは下がっておりますが、個別に見ますと、施設介護サービスのほうは利用率が上がってきております。この表で

平成29年が一番初めとなっていますが、このくらいのときは割と、介護認定を取っておかないと、なかなかすぐに介護サービスを受けることができないというようなご心配から、皆さん、介護認定を取っていたようなところがございますが、もう制度が定着しておりまして、慌てて認定を取る必要がないというようなことが普及してきましたので、このような結果になっていると思います。

ただ、しかしながら、施設の介護が必要な方などは待たが利きませんので、どうしても利用せざるを得ないということで上がってくるということでございます。この傾向については令和6年度も同様に考えております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

説明、ちょっとよく私の理解が行き届かなかったと思うんですけども、令和4年、5年で一番利用率ですね。当初、要するに介護はもう第9期ですから、おっしゃったとおりもうかなり定着はされてきています。それは分かります。そうした中で直近の中で10ポイントぐらい下がっていますよね、利用率が、75ポイント、73ポイントと。これは、こんなということでもよろしいのかということなんですね。だから、この下がった理由が先ほどの説明とちょっと乖離するので、説明はちょっと納得できないと申しませうか、これが提案説明の中では一定落ち着いている中で、介護利用量が高まるのではないかという説明だと思うんですね、先ほどの提案説明が、ということなのかどうかということの確認なんです。これが今年だと73から、例えば74とか75に上がるのかどうかということなんですよ。予算のサービス量の見込み量ですよ。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 新年度についての見込みについては、また保険給付費分も下がってくることから、下がってくるような傾向にあると承知しております。

（石井議員「数値、どの程度……」と呼ぶ）

○保健福祉課長（田邊義博君） 後ほどご報告させていただきます。

○議長（滝口一浩君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(滝口一浩君) 挙手多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

(午後 4時38分)

---

○議長(滝口一浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時50分)

---

#### ◎時間延長の件

○議長(滝口一浩君) お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。議事の都合により会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○議長(滝口一浩君) 日程第16、議案第22号 令和6年度御宿町一般会計予算を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(渡邊和弥君) 議案第22号 令和6年度御宿町一般会計予算(案)についてご説明申し上げます。

令和6年度の予算編成におきましては、国の施策や社会情勢に注視し、コロナ禍を脱し平時

に戻していく国の方針の下、第5次総合計画や公共施設等総合管理計画等との整合性を図るとともに、物価高騰の影響を踏まえながら事業費の精査を重ね、経費の節減を徹底し、将来世代への負担を先送りすることのないよう、限られた財源の下、住民生活への影響度や緊急度を見極め、真に必要な事業に重点配分いたしました。

令和6年度一般会計当初予算の規模は37億200万円となり、前年度と比べ1,500万円の減、割合にいたしまして0.4%の減額となりました。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を37億200万円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為に関する規定です。予算書の6ページ、第2表に、債務負担行為を行う事項、期間及び限度額を示しております。

第3条は、地方債に関する規定でございます。予算書の6ページ、第3表に、令和6年度に起こす予定の地方債の目的、限度額などを示しております。

第4条は、一時借入金に関する規定で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の最高額を定めるものです。

第5条は、歳出予算の流用に関する規定で、地方自治法第220条第2項のただし書規定による各項の金額を流用できる場合について定めるものです。

それでは、歳入予算の各項ごとの内容につきまして、説明資料といたしまして添付いたしました一般会計予算の概要に基づきご説明いたします。

初めに、予算概要の6ページをご覧ください。

1款町税は、9億235万4,000円を見込みました。個人住民税の給与所得等の伸びは見込まれるものの、令和6年度の定額減税の影響による減額の影響が大きく、全体では前年度と比べ390万4,000円、0.4%の減額となりました。

2款地方譲与税から9款環境性能割交付金及び12款交通安全対策特別交付金は、国の示す地方財政計画並びに県の推計値などを緩和し、合計で2億3,375万2,000円を見込み、前年度と比べ1,263万5,000円、5.1%の減額となりました。

10款地方特別交付金は3,219万4,000円を見込み、前年度と比べ2,924万1,000円、990.2%の増額となりました。個人町民税の定額減税分の減収補填特別交付金の増額が主な要因です。

11款地方交付税は、総額で13億6,860万6,000円を見込みました。普通交付税については、地方財政計画や県の試算値を参考に、町税をはじめとした収入変動町債償還費の交付税措置額、新たに創設された子ども・子育て費による影響等を勘案して算定し、特別交付税については、

地域おこし協力隊の報償費の増額に伴う影響等を踏まえて算定し、前年度と比べ2,230万7,000円、1.6%の増額となりました。

13款分担金及び負担金は2億5,577万円を見込み、前年度と比べ619万2,000円、2.5%の増額となりました。清掃センターの管理運営事業に係るいすみ市負担金や、中山間整備事業分担金の増額が主な要因です。

14款使用料及び手数料は7,226万7,000円を見込み、前年度と比べ254万6,000円、3.7%の増額となりました。町営プール使用料の増加や、町直営となる御宿台運動施設使用料の増額が主な要因です。

15款国庫支出金は、2億2,241万7,000円を見込みました。主に、社会保障関係経費に係る国庫負担金や土木工事に係る道路メンテナンス事業費補助金を計上しております。障害者自立支援給付費負担金の伸びや、10月から18歳到達年度までの支給拡大する児童手当負担金の増額、漁港整備事業に係る強い水産業づくり交付金等の影響により、前年度と比べ564万1,000円、2.6%の増額となりました。

16款県支出金は、2億296万9,000円を見込みました。主に、社会保障関係経費に係る県負担金、重度障害者医療や子ども医療、鳥獣被害防止対策、農業次世代人材投資等に係る県補助金、県民税取扱事務や選挙事務に係る県委託金などを計上しており、国庫支出金同様、障害者自立支援給付費負担金の伸びや児童手当負担金の増額等により、前年度と比べ1,112万7,000円、5.8%の増額となりました。

17款財産収入は、1,872万3,000円を見込みました。主に、町有地や光ファイバー網の貸付け収入を計上しておりますが、令和5年度決算見込みから前年度と比べ159万5,000円、7.9%の減額となりました。

18款寄附金は、4,500万円を見込みました。活力あるふるさとづくり基金寄附金の令和5年度の決算見込み等を勘案し計上しています。

19款繰越金は、7,046万8,000円を見込みました。公共施設維持管理基金繰入金を計上し、前年度と比べ2,177万9,000円、44.7%の増額となりました。

20款繰越金は、令和5年度の決算収支見込額を踏まえ1億円を計上しました。

21款諸収入は、9,607万7,000円を見込みました。有価物売払料金やデジタル基盤改革支援補助金等を計上しておりますが、令和5年度に計上したB&G体育館改修工事に係る海洋センター修繕助成金の影響により、前年度と比べ2,459万6,000円、20.4%の減額となりました。

22款町債は8,140万円を見込み、前年度と比べ2,648万9,000円、24.6%の減額となりました。



なお、地方債の詳細につきましては、後ほど第3表地方債で説明させていただきます。

23款自動車取得税交付金は令和元年9月末で撤廃されましたが、滞納繰越分の収入があった際に対応するため、科目設定として1,000円を計上しております。

以上で、歳入予算は合計で37億200万円でございます。

次に、歳出予算をご説明いたします。

歳出予算につきましては、目的別に新規事業や重点事業を中心にご説明いたします。

予算概要の10ページをご覧ください。

目的別の予算額と構成比、対前年度の増減率を記載しております。11ページには科目ごとの主な事業内容を記載しておりますので、予算書と併せてご覧ください。

それでは、予算書の30ページをお開きください。

1款議会費は6,030万円を計上し、前年度と比べ568万1,000円、8.6%の減額となりました。町議会議員数の減に伴い議員人件費が減額となっています。

2款総務費は7億5,995万1,000円を計上し、前年度と比べ858万円、1.1%の減額となりました。全体の20.5%を占めております。

1項総務管理費、1目一般管理費は3億8,375万6,000円で、前年度と比べ831万8,000円の増額となりました。電算管理事務費の標準化対応経費や、令和7年3月31日に町制施行70周年を迎えるにあたり、令和7年度の町制70周年記念事業開催に向けて取り組む経費を計上しております。

36ページをご覧ください。

3目財産管理費は6,817万1,000円で、前年度と比べ47万4,000円の減額となりました。庁舎管理事業において、庁舎のLED化に向けた設計監理委託費を新たに計上しております。

38ページをご覧ください。

4目企画費は8,731万9,000円で、前年度と比べ364万2,000円の減額となりました。夷隅郡市広域市町村圏事務組合の負担金の増加や、定住化促進事業として新たに鉄道広告掲載料などを計上しておりますが、令和5年度の千葉県誕生150周年記念事業や地域公共交通活性化協議会補助金が影響し、全体では減額となっております。

42ページをご覧ください。

6目防災諸費は1,256万6,000円で、前年度と比べ1,444万5,000円の減額となりました。防災行政無線及びJアラートに関する機器交換等の修繕料が増加したものの、令和5年度の地域防災計画の改定業務や、千葉県防災行政無線再整備事業の負担金の影響により大幅な減額となり

ました。

44ページをご覧ください。

44ページから47ページの2項徴税費は8,627万円で、前年度と比べ597万8,000円の増額となりました。固定資産現地調査事務のデジタル化を図るため、アプリケーション開発委託を新たに計上するほか、定額減税対応の電算システム改修経費を計上しています。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費は4,316万8,000円で、前年度と比べ281万9,000円の減額となりました。コンビニ交付システム導入運用事業では、前年度からの運用開始に伴い経費の増加があるものの、個人番号カードの交付事務に係る経費の減少により、全体では減額となりました。

48ページをご覧ください。

48ページから53ページ、4項選挙費は1,536万円で、前年度と比べ127万2,000円の減額となりました。千葉県知事選挙及び御宿町長選挙等に係る経費を計上しております。

3款民生費は10億492万円を計上し、前年度と比べ1,714万6,000円、1.7%の増額となりました。全体の27.1%を占めております。

52ページをご覧ください。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は1億4,853万8,000円で、前年度と比べ373万6,000円の減額となりました。被保険者数の減少等による国民健康保険繰入金や社会福祉協議会補助金の減が減額の主な要因です。

58ページをご覧ください。

3目心身障害者福祉費は2億9,813万円で、前年度と比べ2,517万2,000円の増額となりました。障害者自立支援給付事業や、重度障害者医療給付改善事業等を主に計上していますが、障害者福祉事業における扶助費の増加が続いています。また、専門職による多様なケースの支援を行うための障害者計画等に基づき、医療的ケア児等コーディネーター事業及び基幹相談支援センター業務委託を新たに計上しております。

60ページをご覧ください。

2項児童福祉費、1目児童措置費は5,444万5,000円で、前年度と比べ244万円の増額となりました。児童手当支給対象者が10月から18歳到達年度までに拡大し、所得制限も撤廃されることから増額となっております。

4目児童福祉施設費は2,688万1,000円で、前年度と比べ465万7,000円の増額となりました。令和5年度から、利用希望者の増加に対応するため放課後児童クラブ運営事業を拡大したこと

に伴う経費の増額や、児童館の室内遊具の更新を図るための費用を計上しております。

4款衛生費は6億5,018万8,000円を計上し、前年度と比べ22万1,000円の増額となりました。全体の17.6%を占めております。

66ページをご覧ください。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は6,720万円で、前年度と比べ414万7,000円の増額となりました。健康増進・食育推進、自殺対策計画の中間評価を行うため、計画策定委託費を計上しております。

68ページをご覧ください。

2目予防費は4,435万8,000円で、前年度と比べ94万4,000円の減額となりました。新たに带状疱疹ワクチン接種費用助成を計上いたしましたが、令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費等の減が影響し、全体では減額となりました。

72ページをご覧ください。

3目環境衛生費は8,570万3,000円で、前年度と比べ382万9,000円の増額となりました。水質保全事業では、新たに廃食用油の回収及びリサイクルハンドソープの設置により、SDGsの取組を推進し、公衆トイレ等維持管理事業では、浜公衆トイレの改修工事に係る経費を計上しています。

76ページをご覧ください。

2項清掃費、1目清掃総務費は1,298万2,000円で、前年度と比べ287万円の増額となりました。廃棄物処理広域化事業では、市原市への新焼却施設整備基本計画策定支援業務負担金を計上しております。

2目じん芥処理費は3億7,891万1,000円を計上し、前年度と比べ808万9,000円の減額となりました。ごみクレーン点検委託や、ごみ減量化推進事業としてコンポスト作成講習会を新たに計上しておりますが、光熱水費の減などにより全体として減額となっております。

80ページをご覧ください。

5款農林水産業費は1億732万9,000円を計上し、前年度と比べ2,556万6,000円、31.3%の増額となりました。全体の2.9%を占めております。

1項農業費、3目農業振興費は4,648万6,000円を計上し、前年度と比べ714万1,000円の増額となりました。中山間整備事業や農業次世代人材投資資金交付金の増加、令和5年度に続き、ため池ハザードマップ作成委託費用を計上しております。

6款商工費は1億4,321万円を計上し、前年度と比べ2,886万8,000円、25.2%の増額となり

ました。全体の3.1%を占めております。

86ページをご覧ください。

1項商工費、3目観光費は5,197万8,000円を計上しました。観光事業の拡大を図るため、新たにインバウンド向け観光情報発信委託を計上しております。

92ページをご覧ください。

5目町営プール管理運営費は6,332万6,000円を計上し、前年度と比べ3,212万2,000円の増額となりました。住民や観光客が安心して来園できるよう、スライダーやろ過機等の劣化した施設の修繕費を大幅に増額し、適正な施設運営管理に必要な経費を計上しております。

7款土木費は1億2,885万3,000円を計上し、前年度と比べ2,214万7,000円、14.7%の減額となりました。全体の3.5%を占めております。

94ページをご覧ください。

2項道路橋梁費、1目道路維持費は948万9,000円を計上しました。各行政区の意見や要望などを踏まえ、道路保護工事に要する経費について計上しております。順次修繕を行い、適切な管理に努めます。

2目道路新設改良費は6,532万5,000円を計上し、前年度と比べ2,287万5,000円の減額となりました。生活関連道路の排水路整備や舗装改良等に要する工事費を増額するほか、75号橋及び76号橋架け替え工事等を計上しておりますが、令和5年度のトンネル定期点検及び長寿命化改修計画策定委託費が影響し、全体で大幅な減額となっております。

96ページをご覧ください。

3項住宅費、1目住宅総務費は78万7,000円を計上し、前年度と比べ276万5,000円の減額となりました。令和5年度の公営住宅長寿命化修繕計画策定業務委託費が影響し、減額となっております。

5項河川費、1目河川総務費は1,457万円で、前年度と比べ667万円の増額となりました。5か年計画で行っている普通河川清水川護岸整備工事のほか、準用河川上落合川の護岸崩落箇所等に係る工事費を計上しております。

98ページをご覧ください。

8款消防費は2億2,241万8,000円を計上し、前年度と比べ1,490万9,000円、7.2%の増額となりました。全体の6%を占めております。広域常備消防や町消防団の活動に係る経費を計上し、設備の更新等により広域常備消防負担金が大幅に増額となっております。

9款教育費は3億96万3,000円を計上し、前年度と比べ3,742万7,000円、11.1%の減額とな

りました。全体の8.1%を占めております。

100ページをご覧ください。

1 項教育総務費、1 目事務局費は8,274万4,000円を計上し、前年度と比べ524万9,000円の増額となりました。教育委員会運営経費や外国語指導助手等に係る経費、町独自の各種助成事業を計上しているほか、令和5年度に導入した校務支援システムに係る経費や、学校DX推進コーディネーター配置事業を計上し、教員及び児童がデジタル技術を適切に活用できるよう対応し、DXの推進を図ります。

104ページをご覧ください。

2 項小学校費は5,121万7,000円を計上し、前年度と比べ177万円の増額となりました。4年に1度の教科書改訂に伴う指導書購入や、布施学校組合負担金には閉校に向けての事業経費等を計上しております。

106ページをご覧ください。

3 項中学校費は2,333万2,000円を計上し、前年度と比べ71万7,000円の減額となりました。ネットワークシステム整備に要する経費を計上したものの、要・準要保護生徒援助費の対象人数の減などが影響し、全体では減額となっております。

112ページをご覧ください。

4 項社会教育費、2 目公民館費は2,302万5,000円を計上し、前年度と比べ349万7,000円の増額となりました。新たに公民館女子トイレ洋式化工事などを計上しております。

114ページをご覧ください。

4 目文化財保護費は128万3,000円を計上し、前年度と比べ79万7,000円の減額となりました。ミヤコタナゴの種の保存に向けた新たな取組として、令和5年度にビオトープ水槽を設置した影響により減額となっておりますが、生態系の管理を開始したことから、引き続き水槽管理業務委託費等を計上しております。

5 項保健体育費は9,714万5,000円を計上し、前年度と比べ4,645万3,000円の減額となりました。御宿台運動施設管理運営事業の町直営に伴う経費の増加はあるものの、令和5年度のB&G体育館屋根改修工事費が影響し、全体として減額となっております。

120ページをご覧ください。

3 目学校給食費は6,117万9,000円を計上し、前年度と比べ748万2,000円の増額となりました。物価高騰などによる経費の増加に伴い、勝浦市学校給食共同調理場負担金が増加となっております。

11款公債費は3億2,086万7,000円を計上し、前年度と比べ2,787万5,000円、8.0%の減となりました。全体の8.7%を占めております。

12款予備費は、地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額を37億200万円とするものです。

なお、令和6年度予算に係る主要事業につきましては、予算概要の14ページから17ページに記載しております。

次に、第2条の債務負担行為のご説明をいたします。

予算書の6ページ、上段の表をご覧ください。

戸籍システム標準化対応業務委託は、戸籍及び戸籍附票の令和7年度までの標準準拠システムへの移行に係る業務委託です。期間は令和6年度から令和7年度までの2年間で、限度額は1,216万6,000円です。

続いて、第3条の地方債について説明いたします。

6ページ、下段の表をご覧ください。

地方債は限度額合計8,140万円を計画し、借入れする際の利率を3.0%以内とするものです。

地方債の内訳でございますが、庁舎施設整備事業は、庁舎のLED化に向けた設計委託費に充てるもので、脱炭素化推進事業債を予定し、充当率は90%、交付税措置はおおむね50%です。

中山間地域総合整備事業は、平成21年度から実施している中山間総合整備事業の町負担分に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

町営プール整備事業は、町営プール施設の老朽化に伴う修繕工事に充てるもので、学校教育施設等整備事業債を予定し、充当率は75%です。

道路橋りょう整備事業は、75号橋及び76号橋補修工事に充てるもので、公共事業等債を予定し、充当率は90%、交付税措置は20%です。

河川維持管理事業は、普通河川清水川護岸整備工事及び準用河川上落合川護岸整備工事に充てるもので、緊急自然災害防止対策事業債を予定し、充当率は100%、交付税措置は70%です。

公民館施設整備事業は、公民館女子トイレ洋式化工事に充てるもので、公共施設等適正管理推進事業債を予定し、充当率は90%、交付税措置はおおむね50%です。臨時財政対策債は普通交付税からの一部振替措置であり、償還にあたっては、後年度の普通交付税にて発行可能額の100%について財政措置があるものでございます。令和5年度に引き続き、国の財源不足が縮小となるため発行が抑制される計画となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 本日は、議案第22号 令和6年度御宿町一般会計予算の説明までとし、質疑、採決等については3月14日に行います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

14日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでした。

(午後 5時21分)